

# 古代の私印について

## On Private Seals of Old Times

### 高島英之

はじめに

① 私印の形態

② 史料にみる古代の私印

③ 私印の印文

④ 私印の用途と機能

⑤ 家印と個人印

⑥ 祭祀遺物としての私印

おわりに

#### 【論文要旨】

発掘調査によって出土する古代の印章のほとんどは私印であるが、これまで官司・寺社印に比して専論も皆無に等しく、不明な点が少なくなかった。本稿では奈良・平安時代の現存する文書の印影22例、出土品・伝世品など138例、鋳型片2例、印影のある土器・瓦片5例等から、古代の私印の形態・内容・用途・機能について検討を行った。

形態では、蒼鈕有孔で印面の大きさがほぼ1寸5分以内のものが多く、印文は1文字が圧倒的に多い。印文は所有者の名前から取られる場合が多いが、純然たる吉祥句や成語から採ったものもあり、私印押捺の意味は、文書内容の証明と偽造・抹消・改竄の防止であり、印文の内容というより、印が押捺されていること自体に意義があるということになる。

なお、私印には家印と個人印とがあるが、当然のことながら家印は貴族階級に限られるものであり、正倉院文書にみられるような下級官人などが差出す文書に押捺されるのは個人印しか有り得ないわけだから、家印と個人印の違いは、本質的にそれほど厳密なものではなく、機能や押捺方法にもほとんど差異はないとみてよい。

いまひとつ私印には呪術性及び祭祀的な役割がある。私印を神仏に奉納することの意味は、宝物・財物の奉納というにとどまらず、自らの土地・財物に関するすべての権限を神仏に委ねることを意味したと考えられる。瓦・粘土板・土器等に私印を押捺したものは、墨書・刻書土器と同様、集落内における祭祀行為に伴うもので、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを示したもので、神仏に対して祭祀の主体者を明示するものであったと考えられる。

## はじめに

凡そ印章とは、自己を表現し、自己の権利・権限・所有を表現するための手段の一つとして、洋の東西を問わず古来より多くの地で用いられてきたものであった。<sup>(1)</sup> 一般に印章の用途・目的とするところは、所有権の表示、内容の漏洩を防止するための封印、行為の主体及びその有する権利・権限・職務等を表示し、確認するための認印、等であったとされている。<sup>(2)</sup>

周知のように『続日本紀』大宝元年（701）6月己酉条に、

遣使七道，宣告依新令為政，及給大租之状，併頒付新印様。

と、あるいは『扶桑略記』大宝2年（702）2月乙丑条に、

諸国司等始賜印鑰。

とみえるように、わが国においても隋・唐の印制にならって、大宝令制の成立によって本格的な印章制度が確立したと言われている。<sup>(3)</sup>

律令国家は行政の技術として文書を重要視し、これを高度に発達させて支配の手段とした。すなわち、行政上のあらゆる命令・指示・報告等が文書を媒体として達せられる文書主義がとられたわけであるから、<sup>(4)</sup>『類聚三代格』所引の貞観10年（868）6月28日付太政官符中に、

（前略）印之為用，實在取信，公私拋此則決嫌疑。（後略）

とみえるように、公文書に押されることによって支配権限の所在を明らかにするものとしての役割を担っており、印章及び捺印行為の意義たるやまことに重大であったと言えるだろう。印章とはまさに律令制支配の象徴であった。公式令天子神璽条には、

内印方三寸，五位以上位記，及下諸国公文則印，外印方二寸半，六位以下位記，及太政官文案則印，諸司印方一寸二分，上官公文及案，移，牒則印，諸国印方一寸，上官公文及案，調物則印。凡行公文，皆印事状，物数，及年月日，併署，繼処，鈴伝符刻数。

とあり、天皇の印たる内印をはじめ、太政官印である外印、諸司印、諸国印の4種の印が示され、それぞれの寸法・用法等の委細が示されており、また、厩牧令駒犢条には、官の牛馬に押す畜産印について規定されている。<sup>(5)</sup> さらにこれらの他に、公式令にはみえないが、印影や実物から伺い知ることの出来るものとして、國倉印・郡印・郷印・僧綱印・国師印・社寺印、それに私印など、多種多様な印章の存在が知られている。<sup>(6)</sup>

わが国におけるこうした古代の印章については、国学の勃興による上代研究の風潮や、文人墨客による篆刻の流行、あるいは中国・清朝における古印研究の盛行の影響もあって、既に江戸時代から印影の収集による印譜類の刊行等が盛んに行われてきたが、一般的には好事家の古器愛玩の域を出るものではなく、近代に至ってもなお専ら書道史もしくは美術史の見地から扱われるか、或いは趣味的な収集にとどまっている場合が少なくないというのが実情である。また、中国や欧米等では早くから「印章学」として、史料学中における独自の1部門を確立してきたのであるが、<sup>(7)</sup> それにしてもいずれの文化圏でも印章学の研究は、印璽の形態の研究よりも印文のそれに偏る傾向が強いようである。わが国における学問的な意味での古印研究も、古文書学の中で、文書に押されている印影を、文書研究の一環として取り上げる場合が主であり、形態や様式、編年等、考古学的な遺物とし

での側面については、不明確な点が少なくない。

近年に至って、各地における埋蔵文化財発掘調査の爆発的急増の結果、古代の印章の出土が増加しており、各地域における資料集ても次第に行われるようになって、漸く考古学的な立場からの印章の研究にも着手されるようになってきた<sup>(8)</sup>。先述したように、印章は律令制文書主義に立脚したものであり、律令制支配の象徴とも言える存在であったのから、印章の研究は律令制度解明のための重要な視角の一つであると言えるだろう。

発掘調査によって出土する古代の印章のほとんどは私印であるが、これまでも伝存・出土例ともに少なくはなかったものの、官司・寺社印に比して等閑に付されており、専論も皆無に等しく、不明な点が少なくない。私もかつて旧稿で資料紹介と集を兼ねて、若干それらの用途と機能の問題や印文について触れたことがあるが、旧稿では資料の紹介と集に主眼があったので、古代の私印をめぐる諸問題については、ほとんど満足に検討出来ていなかった。しかしながら、その後も古代の印章のなかでも資料数が飛躍的に増加しつつあり、また古文書学の上でも、特に後世盛行する花押との関係や平安時代後半期以降の文書の変質とも関わる重要な問題をはらんでいるので、その検討・解明が急務であることは多言を要しないであろう。小稿では古代の私印をめぐる諸問題の内、特にそれらの形態・内容・用途・機能などを中心に、改めて検討することにしたい。

なお、引用する資料の名称・印文・法量・鈕の形状・材質・出土地・伝世地等のデータは、基本的に国立歴史民俗博物館編『非文献資料の基礎的研究—古印—報告書 日本古代印集成』1996の記述によったが、それ以降新たに発見された資料も加えている。

## ①……………私印の形態

奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印としては表1・図1の通り22例ほど認められる。また表2・図2の通り、出土品・伝世品など現存する古代の私印は137例、鋳型片2例、印影が押された土器・瓦片は5例ほど確認できる。

周知のように銅印は通常、鈕の形態によって、上端部が円弧状を呈するものを「弧鈕」と、頭部全体が花卉状を呈するものを「蒼鈕」と分類されているが、鈕の形態が判明する138例の内113例が蒼鈕であり、蒼鈕のものが圧倒的多数を占めている。一般的に弧鈕・無孔のものが奈良時代の官印の特徴であり、平安時代になると弧鈕・有孔のものに変わっていくと言われているが<sup>(10)</sup>、確実に奈良時代に遡る銅印が非常に限られていることや、現時点において確実に奈良時代の私印と言える資料が存在しないことからみるならば、厳密な形態学的検討を経ない上で、一概にそのように方向付けてしまうことには無理がある。また会田富康氏は、鈕の中程や基部にみられる突帯や沈線の類を私印に固有な形態としておられるが<sup>(11)</sup>、確実な平安時代のもと言える官印の現存例がほとんどない現時点においては、私印の現存例と数少ない官印の現存例とを比較検討しただけで簡単にそのように判断してしまうこともできない。

私印の現存例をみると、大多数の蒼鈕のものなかでも、花卉状の開きの大小・切り込みの深淺・造作の精粗など形態は多種多様である。印面の形態からみれば、圧倒的に単郭のものがほとんどであるが、表2-31・32・40・55等ごく少数ながら2重郭のものも存在する。このような形態の差異<sup>(12)</sup>

が何に拠るのか、例えば年代的な差異や制作工房の違いによる差異なのかどうかは不明確であるが、私印であっても、使用形態から言っても鑄造制作の技法面からみても一般的な集落などで作成できるようなものではなく、官衙等の工房に発注されたものと考えられる。

印面の法量の点をみると、後述するように、私印についてはじめて公的に規定した『類聚三代格』巻17所引の貞観10年(868)6月28日付太政官符では「但一寸五分以為其限、」とみえるように、他の官印と明瞭に識別するために印面の大きさを方1寸5分以内に制限している。表2・図2に掲げた古代の私印の現存例では、唯一、茨城県水戸市アラヤ遺跡出土の「桶弓」印(表2-4)が、また文書にみえる印影では、弘仁9年(818)3月27日付の酒人内親王施入状にみえる「酒」印(表1-13)だけが方1寸5分の大きさを越えている。「桶弓」印の年代は明確ではないが、酒人内親王施入状は私印の印面寸法が方1寸5分以内と明文化される以前のものであるから、必ずしも奇異なことではなかろう。この貞観10年の太政官符で印面の法量が規制される背景には、当然、官印に準ずるような大きさの私印の例が多数存在した事実が存在したのだろうが、現存・印影で確認できる古代の私印の例がほぼ方1寸5分以内に収まっているところからみれば、一方で、私印の印面をおおむね方1寸5分以内にするという規制が、不明文ながら、かなり以前から存在していたということも言えるのではないか。

さて、形態に関する最大の問題は印章自体の編年である。印章の編年作業にあたっては、鈕を主体とした形態の変遷や印文の字体・内容・後世、印の材質などがその指標となろうが、編年作業を困難にしているのは、印章の現存例それぞれの年代が明確にできていないことである。印章の現存例には、伝世品や来歴不明のものが少なくないことがまずその大きな要因の一つである。出土品の例には、印章の出土状態から、8世紀代であるとか9・10世紀代のものと言ったような漠然とした年代観が与えられているものもあるが、印章という遺物の性格上、長期にわたって伝世している可能性が高く、出土時に層位や伴出遺物から導き出された年代観が、直接、印章自体の年代を指すとは限らない。さらに表2にも示したように、発掘資料であっても表面採集や包含層からの出土のものが多くみられ、出土資料であっても年代が明確にできるものは少ない。今回の国立歴史民俗博物館編『非文献資料の基礎的研究—古印—報告書 日本古代印集成』の中でも各資料の出土遺構等の年代が明示されているものは少なく、明示されているものでも「9~12世紀」等と極めて幅の広く示されているものが多く、これでは個々の印章の年代を明確には決しがたい。この問題を解決するには、印章自体を純然たる考古的遺物として扱い、印章の出土状況を詳細に検討し、印章の埋没時の年代をより明確にするのと並行して、鈕や印台部などの形態や印文の字体などを形態学的に分析し、印章の材質や製作技法なども考慮に入れた上での形態的編年を確立することが急務であろう。確たる成案が存するわけではないので忸怩たるものがあるが、今後の課題として後考に期することにした。

## ②……………史料にみる古代の私印

よく知られているように、私印についてはじめて公的に規定したのは、『類聚三代格』巻17所引の貞観10年(868)6月28日太政官符である。

## 太政官符

応<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>封家用<sub>一</sub>印事。

右撰格所起請僞，印之為<sub>レ</sub>用，實在<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>信。公私<sub>レ</sub>拋<sub>レ</sub>此則決<sub>二</sub>嫌疑<sub>一</sub>。而案<sub>二</sub>公式令<sub>一</sub>，唯有<sub>二</sub>諸司之印<sub>一</sub>，未<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>臣家之印<sub>一</sub>。爰有<sub>レ</sub>勢諸家皆私鑄作，進<sub>レ</sub>官文外，皆僭印<sub>レ</sub>之，積習成<sub>レ</sub>常，無<sub>二</sub>復疑慮<sub>一</sub>。夫事不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>已，人所<sub>二</sub>必行<sub>一</sub>，於<sub>レ</sub>公無<sub>レ</sub>害理宜<sub>二</sub>容許<sub>一</sub>。加之，太政官去齊衡三年六月五日封家調庸雜物可<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>捺印日収<sub>一</sub>之状，下知已終。然而使用之制未<sub>レ</sub>詳，至今猶放<sub>二</sub>白紙<sub>一</sub>，家司雜掌爭論無<sub>レ</sub>絶。伏望，令<sub>二</sub>諸封家皆得<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>印，但<sub>二</sub>寸五分以為<sub>二</sub>其限<sub>一</sub>，外於<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>備<sub>二</sub>於私用<sub>一</sub>者。(後略)

貞觀十年六月二十八日

この官符によると、この時点では未だ私印が公認されていないこと、私印の使用は公然とはなく、内々に行われていたことなどが判明する。しかしそれはやむを得ず行われていることであり、文書に捺印の無いことによって、封家の家司や雑掌間の争論が絶えず、混乱をきたす元となっているので私印の使用を公認するというのである。さらに他の官印と明瞭に識別するために、印面の大きさを1寸5分以内に制限した(前掲公式令公文条によれば、内印方3寸、外印方2寸半、諸司印方2寸2分、諸国印方2寸)。ここに私印の制度が公的に確立するわけであるが、この官符の文中にも「有<sub>レ</sub>勢之諸家皆私鑄作，進<sub>レ</sub>官文外，皆僭印<sub>レ</sub>之」とあるようにこのような命令が出される背景には、すでに私印が広く用いられていた事実がある。

史料上確認できる最古の私印の使用例は、この貞觀10年の太政官符より110年遡る『続日本紀』天平宝字2年8月甲子(25日)条に、

甲子，以<sub>二</sub>紫微内相藤原朝臣仲麻呂<sub>一</sub>任<sub>二</sub>太保<sub>一</sub>。(中略)別聽<sub>二</sub>鑄錢・挙稻及用<sub>二</sub>惠美家印<sub>一</sub>。とあるように、藤原仲麻呂に「惠美押勝」の名を賜るとともに、その家を「惠美家」と称し、私印として「惠美家印」が使用されたのである。

また『続日本紀』宝龜2年(771)正月壬戌(4日)条には、

壬戌。自<sub>二</sub>天平神護元年<sub>一</sub>以来，僧尼度縁，一切用<sub>二</sub>道鏡印<sub>一</sub>，印<sub>レ</sub>之。至<sub>レ</sub>是復用<sub>二</sub>治部省印<sub>一</sub>。とみえる。僧尼得度の公驗には、本来、治部省印を要していたのだが、天平神護元年(765)以来、道鏡の私印に取って代わられていたと言うのである。天平神護元年は道鏡が太政大臣禪師に叙任された年であり(『続日本紀』天平神護元年閏10月己丑条)，私印の性格としては前掲の藤原仲麻呂に許された「惠美家印」に類似する。

なお、前二の史料よりはかなり年代が下がる史料であるが、藤原氏の氏長者が、氏長者の地位を象徴するレガリアとして朱器・大盤とともに長者の印を伝領することは、『中右記』寛治8年(1094)3月11日条に、

參<sub>二</sub>関白殿<sub>一</sub>，依<sub>二</sub>朱器・大盤渡<sub>一</sub>也，(中略)小櫃一合，印<sub>レ</sub>鍵<sub>ヲ</sub>，小櫃一合印<sub>レ</sub>鍵(中略)入<sub>二</sub>朱器<sub>一</sub>，(中略)藤氏長者印也。

とみえることや、また『殿曆』康和元年(1099)10月6日条に

「請<sub>二</sub>氏印事<sub>一</sub>，不<sub>レ</sub>委」

六日，甲辰，有<sub>二</sub>藤氏長者事<sub>一</sub>，戌時許惟信朝臣持<sub>二</sub>来朱器并大盤<sub>一</sub>，唐櫃<sub>二</sub>斤一<sup>[印<sub>ヲ</sub>]</sup>。(後略)

とみえるようによく知られているが、その印の実態については不明確な点が多い。表2-18の延喜

20年(920)9月11日付右大臣藤原忠平家牒にみえる「藤」印がそれに当たるのか否かも明確ではない。<sup>(13)</sup>ただ、当時の忠平は既に兄仲平を越えて長者になっているので、これが長者印であったとしても何ら不思議はない。かなり特異な事例ではあるものの、私印の範疇に入るものであることには相違あるまい。

また藤原行成の『権記』の長保4年(1002)10月3日条には、

早朝淑光朝臣持<sub>来成</sub>字印文<sub>一</sub>、即差<sub>茂方</sub>、遣<sub>内匠</sub>属服時方許<sub>一</sub>、家印未<sub>一</sub>鑄、九条殿例、  
任<sub>宰相</sub>給之後有<sub>一</sub>此事<sub>一</sub>。

と、彼の私印に関する記述がみられる。自らの名である「行成」の字の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとしたというのである。

また『台記』久寿2年(1155)4月27日条にみえる藤原頼長の私印「頼」印に関する記事も、これまでも印章関係を論じる際には必ずと言ってよいほど引用されており、古代の私印を考える上で重要な史料である。この「頼」印は、頼長が左大臣・内覧・兵杖の辞退を上表するに際して、それまで彼が所持していた私印に代えて新たに私印を改鑄したものであった。『台記』の記事によればその印の法量は、

印、以<sub>一</sub>銅鑄<sub>一</sub>之、方一寸九分、高一寸八分。(後略)

とのことであった。頼長はこのとき藤原氏の氏長者でもあったのだが、印文に自分の名前の1字をとっているところからみても、これは長者印とは別の自家の印ということになる。

## ③……………私印の印文

先述したように、表1・図1の通り、奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印としては22例があり、表2・図2の通り、出土品・伝世品など現存する古代の私印は138例・鑄型片2例、印影が押された土器・瓦片は5例ほど確認できる。それらを見ると4字印・2字印・1字印など、字数や印文・法量などは多種多様である。<sup>(14)</sup>出土例や伝世品では資料自体の年代が明確でないものが多いが、年紀が判明する文書の印影から判断するならば、奈良時代の私印には4字のものが多く見受けられる。また光明皇后の「内家私印」(表1-1)「積善藤家」印(表1-2)、藤原仲麻呂の「恵美家印」など最高権力者たちの私印が4字であることや、印影・現存例とを比較して勘案するならば、4字で構成するのが本来的な私印の形態であったと見られよう。このことは内印・外印をはじめ、官印がすべて4字で構成されることに倣ってのことであると考えられる。ただ、「桃」印(表1-3)、「書」印(表1-4)、「足万」印(表1-9)等のように既に奈良時代においても1字ないし2字の印が使用されており、中には佐伯宿禰今毛人の「佐」印(表1-11)や酒人内親王の「酒」印(表1-13)のように皇族・上級貴族の私印にも1字印が使用されており、私印であるだけに書式にはあまり厳密な斉一性はなかったと考えられる。

文書の印影や現存例を検討するならば、4字で構成される私印は、

①人名を4字で表現するもの。

「生江息嶋」(表1-5)、「丸部足人」(表1-7)、「画師池守」(表1-8)、「物部楮丸」(表2-49)、「桑名国依」(表2-56)、「神主石敷」(表2-57)、「佐伯万善」

(表2-87) など。

②人名を3字で表現し、文末を「印」で結ぶもの。

「鳥豊名印」(表1-6), 「酒廣嶺印」(表2-12), 「己西首印」(表2-58), 「奈波丸印」(表2-120) など。

③文末を「私印」「之印」「家印」で結ぶもの。

「内家私印」(表1-1), 「中臣之印」(表1-12), 「竇□私印」(表1-15), 「加宅私印」(表1-20), 「山常私印」(表1-21), 「丈龍私印」(表2-3), 「丈永私印」(表2-5), 「申田宅印」(表2-7), 「東饒私印」(表2-9), 「錦衣私印」(表2-10), 「田村家印」(表2-13), 「陽城私印」(表2-15), 「科□私印」(表2-20), 「物部私印」(表2-23), 「池長私印」(表2-24), 「矢作私印」(表2-34), 「匝永私印」(表2-35), 「王酒私印」(表2-36), 「若鳥私印」(表2-38), 「高有私印」(表2-43), 「長良私印」(表2-46), 「王強私印」(表2-47), 「伯万私印」(表2-48), 「當氏之印」(表2-66), 「辛丑之印」(表2-67), 「宗□私印」(表2-81), 「日益私印」(表2-85), 「今福私印」(表2-91), 「曾吉私印」(表2-92), 「私福私印」(表2-93), 「刑氏私印」(表2-112), 「土全私印」(表2-113), 「濱守私印」(表2-114), 「有□私印」(表2-115), 「上満私印」(表2-116), 「松間私印」(表2-117), 「大蓮之印」(表2-118), 「有田之印」(表2-121), 「橘高私印」(表2-144) など。

の、3パターンにおよそ分類できる。

古文書に押捺された印影から見るならば、4字で構成される私印のみならず、2字・1字の私印も人名の1部を省略したものと考えられる。先に引用した『権記』長保4年(1002)10月3日条の藤原行成が「行成」の内の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとした記事や、『台記』久寿2年(1155)4月27日条に見える藤原頼長の私印「頼」印に関する記事からも1字印の印文は印の主体者の名前から採られたる場合があったことが判明する。人名を2字・1字に略する場合でも、「成」, 「頼」, 「書」(表1-4), 「足万」(表1-9), 「宮衣」(表1-10)のように名前の方を略記するものと、「桃」(表1-3), 「佐」(表1-11), 「藤」(表1-18)のように氏の方を略記するものがあるなど、ここでも斉一性がなく、印の主体者の好みによって自由に印文が選り採られたのだろう。印影・現存例ともに類例からみても、それらの印文は実に多種多様であるが、4字印のなかでも「山常私印」(表1-21), 「丈龍私印」(表2-3), 「丈永私印」(表2-5), 「錦衣私印」(表2-10), 「池長私印」(表2-24), 「匝永私印」(表2-35), 「王酒私印」(表2-36), 「若鳥私印」(表2-38), 「高有私印」(表2-43), 「長良私印」(表2-46), 「王強私印」(表2-47), 「伯万私印」(表2-48), 「日益私印」(表2-85), 「今福私印」(表2-91), 「曾吉私印」(表2-92), 「私福私印」(表2-93), 「土全私印」(表2-113), 「濱守私印」(表2-114), 「橘高私印」(表2-145)などは、例えば「丈永私印」(表2-5)では「丈部永某」と言うように、人名の氏と名を1字ずつ採って略記したものと考えられ、私印の印文は概して人名の1字から選り採られたものが主流をなすと考えて大過ないだろう。

文書に残された印影からは、それぞれの文書の発給者がわかるので、1字印もほとんどすべてが人名の1字を表記したものと判明し得たのであるが、現存例では「証」(表2-41), 「印」(表2-

28), 「識」(表2-22), 「私印」(表2-17)等, 印を押捺する行為・目的そのものを印文としたものや, 印影では「去邪行正」印(表1-17)のような成語を印文にしたものも存在している<sup>(16)</sup>。そのような印文は私印の機能を検討する上で有効な手がかりを与えてくれるものであり, 次節で詳しく触れるが, 1字印のすべてが必ずも人名の一部を表現したものとは言い難いのである。1字印の印文を概観すると, 所謂吉祥句的な語が目立つが, 当然のことながら吉祥句は地名・人名に好んで用いられる。このあたりは墨書土器の字句の解釈と同様, 1字のみではいかようにも解釈可能なので, 印文を見ただけで安易に人名の一部であるとか吉祥句であるとか分類してしまうわけにはいかないだろう。ただ「去邪行正」印のような成語印が存在しているところからみるならば, 1字印の中には必ずしも印の主体者の人名の1部を表現したものばかりではなく, 人名とは何ら関わりのない, 純然たる吉祥句を1文字採って印文としたものが存在する可能性も全く否定できないのである。

## ①……………私印の用途と機能

私印の用途と機能を解明するには, 奈良・平安時代の現存する文書にみえる私印の印影を検討するのが, 最良の方法であろう。

奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印は, 表1・図1の通り22例ほど認められる。このうち, 光明皇后の私印と考えられている「内家私印」(表1-1)「積善藤家」印(表1-2)については, 印の主体者が主体者であるだけに特殊な事例と考えてよく, 両者とも紙の継目に押されている(但し, 「積善藤家」印は巻末にも押されている)。この光明皇后の私印2種は継目印であるが, 押捺されているのが文書ではなく典籍でもあり, 性格としては蔵書印に近いものと考えられている<sup>(17)</sup>。他の私印とは別個に考えておくべきであろう。他では, 経師・鴨書手の私印と考えられている「書」印(表1-4)のうち天平勝宝3年(751)4月5日付写経所解に押されているもの<sup>(18)</sup>、「山常私印」(表1-21)の内, 承保4年(1075)4月12日付の法隆寺金剛三昧堂牒に押されたもの<sup>(19)</sup>が継目裏に押されている以外は, すべて紙面に押されており, 押捺の方法はおおむね官印と同じと言ってもよい。弘仁9年(818)3月27日付の酒人内親王施入状にみえる「酒」印(表1-13)は, 奈良・平安時代の現存文書に見える私印の印影の中では最大であり, 方1寸6分半を計るが, 光明皇后の私印とされる「内家私印」(方1寸3分)・「積善藤家」印(方1寸4分)よりも大きく, かなり特異な存在であると言えるが, 文書の表面1面に整然と60顆も押されていて, これも公文書における官印押捺の方法と全く同じ形態である。

正倉院文書等現存する奈良時代の文書を見ると, 個人差出の文書にはかえって私印の押捺されているものの方が多いためであるから, 奈良時代から平安時代前期にかけては, 私印が必要不可欠ではなかったわけである。また, それ故にこそ前掲の貞観10年(868)6月28日付太政官符が出された段階で「至<sub>レ</sub>今猶放<sub>二</sub>白紙<sub>一</sub>, 家司雜掌争論無<sub>レ</sub>絶。」と述べられるような事態を招来することになったのだろう。

前節で述べたように, 私印の印文は概ね印の主体者の人名から採ったものが主流をなすと考えられるが, 現存例には「証」(表-41), 「印」(表2-28), 「識」(表2-22), 「私印」(表2-17)等, 印を押捺する行為・目的そのものを印文としたものも存在する。これでは印としての個性がなく,

押捺の主体を特定することはできない。文書の印影にみられる藤原有実の「去邪行正」印（表1-17）もそのような意味では同様である。こうした印が私印として存在していることは、やはり先述したように個人もしくは私家発給の文書には必ずしも私印が欠くべからざるものではなかったことによるのだろう。また、荻野三七彦氏が早くに指摘されているように<sup>(20)</sup>、「宝□私印」が75顆も押されている貞観18年（876）1月25日付近江国愛智庄定文（表2-15）の書止には、年紀及び発給主体である前豊前講師大法師安實の自署の次に、「依疑捺私印。」との文言が記されているが、わざわざ文中に「本文書の疑いを避けるために私印を押す。」と注記しているところからみても、私文書にあっての私印押捺の意味は、文書の内容が正しいことの証明と、偽造・末梢・改竄の防止であり、印が押捺されていること自体に意義があるのであって、印文が人名や人名の一部、あるいは「私印」・「印」・「証」・「識」といった印章押捺の行為そのものやその目的を表す文言、さらには「去邪行正」のような成語であっても、何等差し障りは無かったと言うことが出来るのではないだろうか。

## ⑤……………家印と個人印

ところで、これまで私印として一概に扱ってきたが、周知のように私印の中には「家印」と「個人印」の2種類が存在する。公式令集解天子神璽条には「問。諸司印者、未知。坊官及家司何。額云、坊官可給也、但家司不可給」とあり、有品親王と職事三位以上の家政機関は家令職員令に規定されている正規の官司であるにも関わらず中央政府から官印が支給されなかった。これは、令制では本来的には私印の使用を認めていなかったことに因るのだろうが、このことは後に私印が公認された後も、各家においてそれぞれの好む所によってまちまちに家印が造られることになり、結果的に私印の多様性を導くことになったのである。

第2節でみた藤原仲麻呂の「恵美家印」・「藤氏長者印」・藤原行成の造ろうとした「成」印・藤原頼長の「頼」印等や、印影にみえる佐伯宿禰今毛人の「佐」印（表2-11）・酒人内親王の「酒」印（表2-13）・藤原有実の「去邪行正」印（表2-17）・藤原忠平の「藤」印（表2-18）・平清盛の印文不明の私印（表2-22）等は、特に後3者が家政機関発給の文書であり、家印と考えた方がよいだろう。現存例にも「申田宅印」（表2-7）・「田村家印」（表2-13）等のように「家印」と明記するものが存在している。また、前掲の貞観10年6月28日付太政官符の規定にも、厳密には家印に関するものである。第2節でみたように藤原行成の『権記』長保4年（1002）10月3日条に、自らの名を1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとしたとあるが、その記事の中でこの印のことを「家印」と記している。またその中で「九条殿例（師輔），任宰相給之後有此事。」と記されている点は、藤原師輔が三位に叙位され令上の家司が付されるを機に家印を造ったということの意味しているのだろう。

また家印と言っても各家に数代に亘って伝存・使用されたものばかりではない。「藤原長者印」は代々藤原氏の氏長者に伝領されたことは確実であり、また藤原仲麻呂の「恵美家印」・佐伯宿禰今毛人の「佐」印（表2-11）・藤原有実の「去邪行正」印（表2-17）・藤原忠平の「藤」印（表2-18）等は、印文からは同氏中の特定の個人に限定できないので、各家において数代に亘って使

用された可能性もあるが、酒人内親王の「酒」印（表2-13）・『台記』久寿2年（1155）4月27日条にみえる藤原頼長の「頼」印・『権記』長保4年（1002）10月3日条にみえる藤原行成の「成」印などは、特定の個人名を印文としたもので、その人物1代限りの家印と言うことになる。皇族や上級貴族の場合はそれぞれ家政機関が存在し、仮にその本人個人が発給した文書であったとしても、個人間の私信以外では文書発給には家政機関が関わるわけだから、そこに押捺される私印は家印と言うべきであろう。藤原氏の氏人全体を統率する氏長者の印とは別に各家ごとにそれぞれ家印を有していたことは、第2節でみた藤原頼長の「頼」印の例から判明するが、氏長者印自体も家印であることには相違ないわけだから、家印の重層構造とも称せよう。ただ『台記』に「一人不可有二印故也。」とみえるので、氏長者が長者印と自家印とを共に所持する場合以外には、1家もしくは1人で複数の印は所有できなかったようである。

第2節でも触れたように、『統日本紀』宝亀2年（771）正月壬戌（4日）条によれば、道鏡が太政大臣禪師に叙任された天平神護元年（765）から、僧尼得度の公験には治部省印に代えて「道鏡印」が押捺されたという。荻野三七彦氏はこの「道鏡印」を個人印と考えておられるが<sup>(21)</sup>、治部省印の代わりに公文書に機能していたわけであり、文書発給や押印のことを担当したのは道鏡の家政機関と考えられるから、太政大臣禪師道鏡家印としての役割を担っていたと考えた方がよいのではないだろうか。周知の通り道鏡はその後の天平神護2年（766）に法王となり（『統日本紀』天平神護2年10月条壬寅条）、神護景雲元年（767）3月にはその機関として「法王宮職」が設置され（『統日本紀』神護景雲元年3月己巳条）、神護景雲3年7月には「法王宮職印」も使用されるようになったが（『統日本紀』神護景雲3年7月乙亥条）、僧尼得度の公験には「法王宮職印」に代えずにその政権の終焉まで「道鏡印」が使用されたようである。すなわち「道鏡印」には官司印としての「法王宮職印」を越える権威が付されていたということになる。法王就任後に「法王印」が鑄造・使用されたとする記事は見あたらないので、あるいは道鏡の法王就任後は「道鏡印」自体が「法王印」的な機能を有していたと考えられる。「道鏡印」自体は本来的には私印であることには相違ないが、僧尼得度の公験に治部省印に代わって使用され、さらに「法王印」的にも機能していたとすれば、いずれにしても用途と機能の面では私印としての範疇を大きく逸脱するものであったと考えられる。

一方、正倉院文書にみられるような下級官人の私印は（表1-3～10）、個人印と位置づけられる。また現存例にも「申田宅印」（表2-7）・「田村家印」（表2-13）等のように「家印」と明記するものが存在しているものの、出土遺跡や印の出土状況からみて家印ではなく個人印であろう。他の現存例もすべてが個人印と考えられる。そもそも家印と個人印の相違は、それらが押捺されるべき文書の発給主体が純然たる個人か家政機関かの違いに因るのであるが、当然の事ながら家印は貴族階級に限られるものであり、正倉院文書の例にあるような下級官人などが差出す文書に押捺されるのは個人印しか有り得ないわけだから、家印と個人印の違いは、本質的にそれほど厳密なものとは言い難い。また印章の機能自体や押捺の方法にもほとんど差異はないと言ってよい。

## ⑥……………祭祀遺物としての私印

いまひとつ私印の機能として触れておかなければならないのは、印を持つ呪術性及び祭祀的な役割についてである。

よく知られているように、国印と府庫の鑰とが、国府の権威の象徴として印鑰社に祀られることは、往々にして見られることであり、今日まで伝存している古代印の中には、官印・寺社印ではない明らかに私印であるにも関わらず、印章そのものが神体として奉斎されていたものも少なくない<sup>(22)</sup>。また伊勢神宮に伝存する「大神宮印」・「内宮政印」・「豊受宮印」の取り扱いに際しては事細かな手順・作法・祭儀が付随しており、これらの印自体が神格化していた様子がうかがえる。印鑰社や伊勢神宮諸印の神格化がいつ頃まで遡り得るのかについては不明確であるが、官印の性格から見て、そこに付託されている権威自体に聖性が感じられた結果であろう。

私印が祭祀遺跡から出土しているケースも見受けられる。その最たるものが栃木県日光市男体山山頂遺跡から出土した11点の私印である(表2-9~19)。男体山山頂遺跡からは鏡・鋤杖頭・法具・経筒・経軸頭・火打鎌・鏡像・鰐口・鈴鐸等の祭祀遺物と共伴して合計15点にのぼる銅印が出土しており<sup>(24)</sup>、これらの印章が祭具・法具として埋納されたことは間違いない。

私印を神仏に奉納することの意味については、次のようないくつかの想定が可能であろう。まず第1に、私印自体が宝物であり、例えば私印とは言え、家・個人レベルとしては権威が付帯されているわけであるから、それを神仏に捧げることは宝物・財物を奉納する行為に他ならないと言えるだろう。また表1の私印押捺文書を見ると、特に平安時代以降のものは土地・所領関係の文書が多い。それらに私印を押捺することによって、文書の発給主体者が土地や財物を寄進したり相手方に何かを命じたりした文面の保証を行ったわけである。私印を神仏に奉納する事によって、自分の土地・財物に関するすべての権限を神仏に委ねることを意味したとも考えられる。さらに瓦・粘土板・土器等に私印を押捺したものの印影が5例ほどあるが(表2-38・55・56・81・85)、それら器物に私印を押捺することは、墨書・刻書土器と同様、集落内における祭祀行為に伴うものと考えられる。土器に記された文字は集団の標識的文字と解釈できるわけであり、土器に文字を記す行為は、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・崇り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを示したもので、神仏に対して祭祀の主体者を明示するものであったと考えられている<sup>(25)</sup>。土器等に私印を押捺することについても全く同様の観点からの行為と言えるだろう。ただ、墨書・刻書土器の膨大出土量に比べれば、私印押捺土器等はわずか数片に過ぎないので、それが極めて特異な事例であることには相違ない。印章は本来的には文書行政に直結するものであり、それを所持する者は最低限文書を書くことの出来る人物に限定されるからであろう。

## おわりに

以上、古代の私印をめぐる諸問題について、形態・印文・用途と機能の問題を中心に、簡単にみ

てきたわけであるが、論じ残した課題も少なくない。

その一つは、第1節でも述べたことであるが、私印自体の編年の問題である。私印の現存例それぞれの年代が不明確であるから、それらの出土状態を詳細に検討して埋没時の年代則ち使用の下限を押さえると共に、鈕や印台部の形態や印文の字体等を形態学的に分析し、印章の材質や製作技法等も考慮に入れた上での形態的編年を確立が急がれる。

また、私印の材質については、現存例のほとんどは銅製であるが、石製(表2-48)・陶製(表2-37)のものも各1点ずつではあるが存在する。また木製のものが平安京跡(表2-64)・長岡京跡(表2-65)・平城京跡(表2-71)・大宰府跡(表2-88)等かは出土している。特に平安京跡出土のものは、木製ながら鈕を蒼鈕・有孔に造るなど、形態的に銅印と全く同様にしている。当然のことながら、木印は銅印に比べて土中での残存が著しく制約を受けるので、出土例は極めて少ない。しかしながらよく知られているように『日本書紀』持統6年(692)9月丙午条には、

六年九月丙午、神祇官奏上<sub>二</sub>神宝書四卷、鑰九箇、木印一箇<sub>一</sub>。

とあって、神祇官から木印が奏上されたことがうかがえ、公的な印にも木印が使用されることがあったことが判明する。<sup>(27)</sup>この点を考慮に入れると、特に私印の場合には、現存する銅印と並んで、木印も広範に用いられたことも想定しておく必要があるだろう。

甚だ雑駁な行論に終始し、周知の事実を列記したに過ぎない部分も多いが、今回、深く論証できなかった諸問題については後考に期することにして、ともあれ小稿を一つの試論として提示し、諸賢の御叱正を希う次第である。

## 註

(1)——木内武男編『日本の古印』二玄社1964、同B『印章』柏書房1983、同C『印章』(『季刊 考古学』18 雄山閣)1985など。

(2)——註(1)に同じ。

(3)——註(1)の諸論文、および篠崎四郎『大和古印』葦牙書房1941、会田富康『日本古印新攷』宝雲社1947、荻野三七彦『印章』吉川弘文館1966、『書道全集』別巻II 平凡社1976、等。

(4)——早川庄八「天平6年出雲国計会帳の研究」(『日本古代史論集』下)1962。

(5)——凡在<sub>レ</sub>放駒<sub>ニ</sub>、至<sub>二</sub>二歳<sub>一</sub>者、毎<sub>レ</sub>年九月、国司共<sub>レ</sub>牧長<sub>ニ</sub>対<sub>シ</sub>、以<sub>レ</sub>官字印<sub>ニ</sub>、印<sub>ニ</sub>左<sub>ニ</sub>脾上<sub>一</sub>。積印<sub>ニ</sub>右<sub>ニ</sub>脾上<sub>一</sub>。(後略)。

(6)——註(1)・(3)の諸論文を参照。

(7)——角田文衛「銘辞学とその周辺」(『季刊 考古学』18 雄山閣)1985。

(8)——例えば、亀井正道「男体山出土の銅印」(『MUSEUM』149 東京国立博物館)1963、前沢和之「藪田遺跡出土の銅印」(『財』群馬県埋蔵文化財調査事業団『藪田遺跡』)1985、平川南「福島県岩瀬郡天栄村

発見の銅印について」(天栄村教育委員会『志古山遺跡試掘調査報告』II)1987、大竹憲治「陸奥国古代印章瞥見」(『史館』19)1986、同「古代郡印小稿」(『いわき地方史研究』)1987、瓦吹堅「常陸の古印」(『婆良岐考古』10)1988、安藤洋一「厚木市飯山出土の銅印」(『横須賀考古学年報』24・25)1982、相羽勝「厚木市飯山出土の銅印」(伊勢原市教育委員会『文化財ノート』2)1992、寺西貞弘「紀伊国造印をめぐる諸問題」(『和歌山市立博物館紀要』2)1987、田路正幸「近江八幡市大手前・御所之内遺跡出土の銅印をめぐる」(『滋賀県文化財保護協会紀要』6)1993、等。

(9)——拙稿「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書」(『大磯町史研究』3)1994。

(10)——寺西貞弘氏註(8)前掲論文。

(11)——会田富康「古銅印の鑄造技法」(木内武男編『日本の古印』二玄社)1964。

(12)——私印以外のもので2重郭のものには、福岡県京都郡豊津豊前国分寺跡出土と伝える「真口寺印」、印影では天平宝字3年6月28日付某所解(正集5、4-368~370)にみえる「東寺大殿」印がある。

- (13) —— 延喜20年9月11日右大臣家の家司等が丹波国司に宛てて出した牒。内容は「東寺伝法供家」から提出された陳状によって、丹波国にある東寺伝法料の田地を国郡司等が収公して「剩田」とすることを止め、東寺に返納して旧に復するよう命じたもの。文面に37顆を朱印として押している。
- (14) —— 先に掲げた貞観10年6月28日付太政官符で、私印の寸法を1寸5分以内と規定している点については、他の官印の寸法との差を考慮に入れてのことであろうが、この官符が発せられる以前には、おそらく1寸5分を越え、官印の大きさに近い寸法の私印も少なからず存在していたのではないだろうか。表1・2の私印の寸法を概観すると、ほぼすべてのものが1寸5分以内に収まっているが、私印の法量は実に多種多様である。
- (15) —— 印文は「私印」であるが、私印そのものを表したと読める一方、氏族名の一部とすれば「私部」氏の印と言う意味に取れないこともない。
- (16) —— 印影・現存例共に集成した限りでは成語印はこれが唯一の例である。ただ『日本紀略』天徳4年(950)10月8日条の内裏焼亡後の記事に、焼け跡の灰燼の上に木印1箇があり、「其文有<sub>二</sub>天下太平四字<sub>一</sub>、参議(小野)好古云、それ蕃客来時所用也」とみえる(荻野三七彦氏註(3)前掲書、226～227頁)。
- (17) —— なお、服部匡延氏は(「内家私印について」『古文書研究』6吉川弘文館)1973)、これを光明皇后の私印と見る説に疑問を投げかけている。
- (18) —— この「書」印については、近年の北条朝彦氏の研究により鴨書手の私印であることがあきらになった(「書」印試論—正倉院文書に見える印影の一つとして—『正倉院文書研究』3吉川弘文館)1996。
- (19) —— 荻野三七彦氏註(3)前掲書、267～276頁。
- (20) —— 荻野三七彦氏註(3)前掲書、234～236頁。
- (21) —— 荻野三七彦氏註(3)前掲書、229頁。
- (22) —— 香取神宮蔵「申田宅印」(表2-7)は、香取神宮神域内にある押手神社の神体であったと伝えられている(木内武男氏註(1)前掲書147頁)。押手神社の祭神は「押手神」ということだが、「押手」とは印章そのもののことである。この神社の創建がいつ頃まで遡るのか、また当初からこの「申田宅印」が神体であったのか、それとも印章を神体として祭ることは変わらなくも、神体となる印章自体は本来は別個のものであったのかは定かではない。ただ印章を神体として祭る神社が印鑰社以外にも存在しており、印の聖性が何も国司の権威・権力にのみ起因するに限るばかりではないことに注目しておきたい。
- (23) —— 奈良県多武峰の談山神社にも類似した印章押捺の儀式・作法が存在している(加藤勝「談山神社所蔵信印の奉斎及び捺印の儀式について」(木内武男氏註(1)前掲書156～158頁))。
- (24) —— 男体山山頂遺跡調査団『日光二荒山山頂遺跡調査報告書』角川書店1963。
- (25) —— 拙稿「墨書土器が語る在地の信仰」(『歴史学研究』703 1997)。
- (26) —— 他には岩手県水沢市胆沢城跡からも木印と考えられる遺物が出土しているが、印文部分が欠失してしまっている。
- (27) —— 大嘗祭に用いる「悠紀・主基」印が、黄楊木を用いた木印であったことが、『山槐記』元暦元年(1184)8月条にみえる。(木内武男氏註(1)B前掲書81頁)。

(群馬県教育委員会、国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)

表1 古文書にみえる古代の私印

	印文	文書名	押印文書年紀	法量cm	押印場所	数	文書所蔵場所
1	内家私印	楡加師地論第1	天平年間	方4	卷末	1	宮内庁書陵部
		“ 第3	“	“	“	1	東京国立博物館
		“ 第15	“	“	“	1	根津美術館
		判比量論残卷	天平宝字4年(760)以前	“	継目裏	1	大谷大学
		礼記子本疏義卷59	天平年間	“	末尾表	4	
					卷末	1	早稲田大学
2	積善藤家	杜家立成	天平16年(744)以降か	方4.3	紙裏継目裏卷末	11	正倉院宝物
3	桃	伊賀國阿拝郡拓殖郷墾田売券	天平勝宝元年(749)11月21日	方4.2	日下・自署	3	東南院文書3-1
4	書	造東寺司解	天平勝宝2年(750)12月23日	方4.1	日下	1	正倉院文書 別集15
		写書所解	天平勝宝3年(751)4月5日	方4.1	継目裏	3	正倉院文書 正集6
5	生江息嶋	生江息嶋解	天平宝字3年(759)4月8日	方3.1	文面	55	正倉院文書 正集6
6	鳥豊名印	足羽郡書生鳥部連豊名解	天平宝字3年(759)5月21日	方2.9	文面	22	正倉院文書 正集6
7	丸部足人	丸部足人解	天平宝字4年(760)3月19日	方2.8	文面	30	元正倉院文書 拾遺70 個人蔵
		山背国久背郡□□郷戸主泰男連公解	天平宝字4年(760)7月25日	方2.8	文面	22	正倉院文書 続々修44-6
8	画師池守	画師池守解	天平宝字4年(760)3月20日	方2.9	文面	25	正倉院文書 正集6
9	足万	調足万呂解	天平宝字4年(760)か	方3.1	文面	11	正倉院文書 正集6
10	宮衣	石川宮衣手実	宝亀3年(772)4月26日	径4	冒頭・年月日各2	4	元正倉院文書 拾遺35 知恩院蔵
11	佐	佐伯宿禰今毛人同真守連署送銭文	宝亀7年(776)3月9日	方3.3	文面	32	元東南院文書 随心院蔵
12	中臣之印	順正理論卷6残卷	大同元年(806)	方4.8	卷末	1	根津美術館
13	酒	酒人内親王家施入状	弘仁9年(818)3月17日	方5	文面	60	東南院文書
14	徳園□□	僧圓珍受法印信	承和9年(842)5月15日	方	文面	76	園城寺文書
15	寶□私印	近江国愛智庄定文	貞観18年(876)11月25日	方	文面	76	東南院文書5-3
16	□□□印	僧正聖宝起請文	延喜7年(907)2月13日	方	文面	11	醍醐寺三宝院
17	去邪行正	按察使藤原有実家牒断簡	延喜13年(913)3月23日	方	文面	18	東南院文書7-4
		按察使藤原有実家牒	延喜13年(913)5月1日	方	文面	33	東南院文書4-1
		按察使藤原有実家牒	延喜13年(913)8月29日	方	文面	26	東南院文書4-1
18	藤	右大臣藤原忠平家牒	延喜20年(920)9月11日	6×3.9	文面	37	東寺百合文書 禮9
19	愛	源昇家領近江国土田荘田地注文	承平2年(932)1月21日	方	日下・継目	2	東寺百合文書 禮8
20	加宅私印	“	“	方	文面	数	“
21	山常私印	薬師寺念仏堂牒	承保4年(1075)4月12日	方	文面	18	法隆寺文書
		法隆寺金光院三昧堂牒	承保4年(1075)4月12日	方	継目	3	法隆寺文書
22	□□□□	前太政大臣平清盛家政所下文	治承3年(1179)11月	方	文面	4	厳島神社文書御判物帖

表2 古代の私印の現存例(含、鋳型・刻印影)

番号	積文	法量 cm・g	鈕の形状	材質	印顆	出土地・伝世地	文献
1	□	方4.4 現存高5.2 印側高0.52 重量215	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	秋田県本荘市川口(採集)	1
2	常(鋳型)	方7.5			陽刻	福島県いわき市 番匠地遺跡包含層中	2
3	丈龍私印	3.4×3.3 印側高0.7 現存高2.8 重量105.9	有孔	青銅	陽刻	福島県天栄村 志古山遺跡(採集)	3
4	桶弓	方5.1 現存高5.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	茨城県水戸市 アラヤ遺跡(採集)	4
5	丈永私印	3.4×3.22 現存高3.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	茨城県大宮町 小野遺跡(採集)	4
6	福	方3.3 現存高3.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	茨城県鹿嶋市 神野向遺跡(Ⅱ区 SB1365・1380間)	4, 5
7	申田宅印	方3.9 現存高4.4	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	茨城県鹿嶋市 鹿嶋神宮(伝世)	4, 5, 6, 7
8	岑	方3 現存高4.4	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県国分寺町 下野国府跡(BPJ区包含層)	8
9	東饒私印	方4.3 現存高4.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世, 伝男体山山頂出土)	9
10	錦衣私印	4.0×3.9 現存高3.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世, 伝男体山山頂出土)	9
11	私印	方3.4 現存高4.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世, 伝男体山山頂出土)	9
12	酒廣嶺印	3.25×3.4 現存高4.85 重量53	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
13	田村家印	3.21×3.23 現存高4.2 重量97	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
14	捺私印	3.55×3.65 現存高4.1 重量83	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
15	陽城私印	3.4×3.34 現存高3.7 重量75	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
16	田□	(安・世) 3.21×3.1 現存高3.21 重量46	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
17	□□私印	方3.9 現存高4.1	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
18	生万	3.2×3.3 現存高3.56 重量60	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
19	澤	3.15×3.3 現存高4.24 重量75	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
20	菘□私印	方3.9 現存高3.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	栃木県小川町 梅曾遺跡	10
21	酒	方2.7 現存高3.3 印側高0.4	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県前橋市 山王麿寺跡(包含層中)	11
22	識	3.1×3.2 現存高3.5 印側高0.3	弧鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県前橋市 荒子小学校校庭Ⅱ遺跡(3号住居跡床直)	12
23	物部私印	4.3×4.2 現存高2.4 印側高0.4 重量102.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県高崎市 矢中村東遺跡(小水路跡)	13
24	池長私印	方4 現存高1.5 印側高0.6	蒼鈕	青銅	陽刻	群馬県利根村 藪原ダム水位観測所構内(採集)	14
25	犬甘	方2.7 現存高3.1 印側高0.2	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県箕郷町 下芝五反田Ⅰ遺跡(平安時代水田耕土中)	15
26	朝	2.6×2.55 現存高3.1 印側高0.5	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県月夜野町 藪田遺跡	16
27	□(鋳型) (三, 王, 玉)	方3.6			陽刻	群馬県群馬町 上野国分寺・尼寺中間地域遺跡(B区1号住居跡)	17
28	印	方3.2 現存高3.3 印側高0.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県榛名町 蔵屋敷遺跡(住居跡床直)	18
29	百	方2.4 現存高2.6 印側高0.4 重量16.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県富岡市宇田(採集)	16

番号	积文	法量 cm・g	鈕の形状	材質	印類	出土地・伝世地	文献
30	招	方3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県中之条 天神遺跡 (A区23号住居跡床直)	19
31	野	方3.5	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県吾妻町上植栗 (採集)	19
32	上	方2.8 現存高3.8 印側高0.7 重量67.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県境町 保泉丸山西遺跡 (H042号住居跡)	20
33	影	方3.3 現存高3.6	弧鈕有孔	青銅	陽刻	群馬県玉村町 上飯島芝根Ⅱ遺跡 (包含層中)	20
34	矢作私印	3.2×3.3 現存高2.3	不明	青銅	陽刻	埼玉県行田市埼玉 (採集)	21
35	匝永私印	方3.4 現存高4.85	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	千葉県八日市場市木積素読谷 (採集)	22
36	王酒私印	3.84×3.9 現存高3 重量66.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	千葉県八日市場市 柳台遺跡 (050号住居跡西壁上面)	23
37	□	3.85×3.8 現存高9	欠失	陶	陰刻	千葉県袖ヶ浦町 永吉台遺跡 (106号住居跡)	24
38	若鳥私印 (平瓦刻印影)	方2.7			陽刻	東京都国分寺市 武蔵国分寺跡南大門付近 (採集)	25
39	平	方2.8 現存高3.2 印側高0.5 重量31.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	神奈川県平塚市 構之内遺跡第3地点 (12号住居跡壁際下層)	26
40	填	方3.7 現存高4.4 印側高0.3 重量64.95	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	神奈川県大磯町 馬場台遺跡 (灰溜土坑)	27
41	証	方3.9 現存高3.6 印側高0.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	神奈川県厚木市飯山 (採集)	28 29
42	物	方2.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	新潟県新発田市五十公野もしくは福島県いわき市平字桜 (採集)	30 31
43	高有私印	3×3.2 現存高2.5 重量26	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	新潟県上越市 江向遺跡 (包含層中)	32
44	福	3.2×3 現存高3.6 印側高0.7 重量41.63	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	石川県松任市 北安田北遺跡 (包含層中)	33
45	大伴□□	径(4.2) 重量44	不明	青銅	陽刻	長野県長野市 篠ノ井遺跡群 (SB7109住居跡)	34
46	長良私印	3.32×3.22 現存高2.78 重量52.15	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	長野県松本市 三間沢川左岸遺跡 (22号住居跡壁際)	35
47	王強私印	3×3.15 現存高4.05 印側高0.45 重量61.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	長野県更埴市 更埴条里遺跡 (洪水堆積砂中)	36
48	伯万私印	方3.5 現存高6.2 重量83	錘状	石	陽刻	長野県佐久市 聖原遺跡 (住居跡)	37
49	物部椿丸	方3.1 現存高2.6 印側高0.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	長野県臼田町清川 (採集)	38 39
50	貞	3.48×3.37 現存高3.92 印側高0.72	弧鈕有孔	青銅	陽刻	静岡県袋井市 川田藤蔵淵遺跡 (包含層)	40
51	万	方3 現存高3.5 印側高0.49 重量38	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	静岡県焼津市 道場田遺跡 (小土坑 G62)	41
52	松	方3.1 現存高2.4 印側高0.6 重量2.78	不明	青銅	陽刻	静岡県袋井市 坂尻遺跡 (包含層中)	42
53	弥富	4.4×4.6 現存高4.6 印側高0.7 重量142	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	愛知県稲沢市 尾張国府跡 (包含層中)	43
54	富	方3 現存高3.2 印側高0.4 重量42	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	愛知県稲沢市 尾張国府跡	44
55	寶 (須恵器杯, 底部外面刻印)	方3.3			陽刻	三重県明和町 斎宮跡 (土坑 SK1370)	45
56	桑名国依 (須恵器杯, 底部内面刻印)	方2.4			陽刻	三重県東村 権現坂遺跡 (包含層中)	46
57	神主石敷	方2.3 現存高2.8 印側高0.33	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	三重県伊勢市荒木田家旧蔵 (伝世)	47

番号	積文	法量 cm・g	鈕の形状	材質	印類	出土地・伝世地	文献
58	己酉首印	方2.6 現存高3 重量31.88	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	伝 三重県伊勢市荒木田家旧蔵(伝世)	47
59	善	方3 現存高2.5 印側高0.8 重量67	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県大津市 大谷南遺跡(包含層中)	48
60	□	3.3×3.4 現存高4.5 印側高0.9 重量113.2	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県近江八幡市 大手前御所内遺跡(耕作痕)	49 50
61	乙貞	方3.3 現存高4.2 印側高0.7 重量75	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県守山市 服部遺跡(条里溝)	51
62	内真	方3.2 現存高3.7 印側高0.7 重量73.9	弧鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県栗東町 辻遺跡(河道肩部小ピット)	52
63	朝	方3 現存高3.85 印側高0.85 重量86.5	弧鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県高島町 鴨遺跡	53
64	里	3.3×2.8 現存高5.3 印側高1.2	蒼鈕有孔	木	陽刻	京都市 平安京西市跡	54
65	□	径2.7 現存高61	弧鈕有孔	木	陽刻	京都府向日市 長岡京左京118次(溝 SD11806)	55
66	當氏之印	3.8×3.6 現存高4 印側高0.6 重量6.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	大阪府能勢町 法蓮坂遺跡(包含層中)	56
67	辛丑之印	3.5×3.6 現存高4.6 印側高0.8 重量106	弧鈕有孔	青銅	陽刻	大阪府堺市 大庭寺遺跡(包含層中)	57
68	私	3.3×2.9 現存高3.1 重量53.2	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	兵庫県出石町 袴狹遺跡(包含層中)	58
69	益	3.3×3.2 現存高2.1 重量39	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	兵庫県神戸市 下小名田遺跡	59
70	満	方2.6 現存高3.1 重量27	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	兵庫県三田市 貴志下所遺跡(包含層中)	60 61
71	木	長径3.2 短径2.7 現存高7.9 印側高2.2~2.7 重量18.6	錘状	木	陰刻	奈良県奈良市 平城京跡(第139次)(内裏外郭東大溝 SD2700)	62
72	道	方3	不明	木	陽刻	奈良県奈良市 平城京東1坊大路西側遺跡	63
73	財	方2.2 現存高2.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	鳥取県東伯町 斎尾廃寺	64
74	財	方3.3 現存高3.5 印側高0.5	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	鳥取県名和町名和神社(伝世)	65
75	良	方3 現存高3.1 印側高0.5	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	鳥取県岸本町大殿(採集)	65
76	□	2.8×2.7 現存高2.4 印側高0.4 重量24	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	島根県松江市 薦沢 A 遺跡	66
77	春	現存高3 重量25	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	島根県松江市 出雲国府跡(採集)	67
78	佐	方3.4 現存高3.1 印側高0.6	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	島根県安来市十王山(採集)	65
79	□	方3.2 現存高2.8 印側高0.4 重量40	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	岡山県倉敷市 菅生小学校裏山遺跡(包含層中)	68
80	財	方2.6 現存高3 印側高0.5 重量30	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	岡山県落合町 須内遺跡(包含層中)	69
81	宗□私印 (粘土板刻印影)	方4.2			陽刻	山口県山口市 周防鑄銭司跡(第Ⅲ層中)	70
82	貞	方2.8 現存高3.5 印側高0.6 重量35.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	香川県善通寺市 中村遺跡(溝 SD02)	71
83	酒	2.6×2.5 現存高1.6 印側高0.5 重量30.4	不明	青銅	陽刻	香川県善通寺市 野田院跡	72
84	真		蒼鈕有孔	青銅	陽刻	香川県牟礼村字田井土井屋敷(採集)	73
85	日益私印 (土器刻印)	方3			陽刻	福岡県甘木市 宮原遺跡(31号土坑)	74
86	朝	3.4×3.5 現存高3.85 印側高0.35 重量62.2	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県久留米市 古賀日渡遺跡(土坑)	75
87	佐伯万善	2.94×3 現存高2.98 印側高0.68	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県太宰府市 御笠川南上房遺跡(包含層中)	76
88	直嶋	3.4×3.2 現存高3.85 印側高0.35 重量62.2	四角錘状	木	陽刻	福岡県太宰府市 太宰府史跡(第170次調査)(井戸跡)	77

番号	积文	法量 cm・g	鈕の形状	材質	印類	出土地・伝世地	文献
89	高	3.1×2.7 現存高2.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県太宰府市 筑前国分寺跡(溜状遺構 SX030)	78
90	神水	3.05×3 現存高3.85 印側高0.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県穂波町 塚原遺跡(畔状遺構)	79
91	今福私印	方3 現存高3.5 重量61.87	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
92	曾吉私印	方3.1 現存高3.3 重量44.62	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
93	私福私印	方2.6 現存高3.4	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
94	直漢	3.5×3.3 現存高2.9	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
95	財印	3.1×2.8 現存高3.5	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
96	幸	方2.7 現存高2.4 重量30	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
97	右	方4.2 現存高4.2	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
98	嶺	方3.1 現存高3.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
99	常	方3.6 現存高3.3 重量47.25	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
100	廣	方3.1 現存高3 重量28.87	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
101	椿	方3.3 現存高3.9 重量58.12	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
102	雄	方2.5 現存高2.7 重量33.75	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
103	財	方2.8 現存高2.7 重量25.12	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
104	財	方3 現存高2.7 重量32.25	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
105	智	方2.85 現存高3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
106	福印	方2.9 現存高3.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
107	□	方2 現存高2.9 重量15	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81
108	漆豊	3.1×3.05 現存高2.5 印側高0.5 重量45.06	不明	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80 82
109	寶	3.3×3.2 現存高3.3 印側高0.5 重量41.11	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80 82
110	私	3.4×3.5 現存高4 印側高0.5 重量72.85	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80 81 82
111	右	方3.3 現存高3.8 印側高0.7 重量61.55	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	82
112	刑氏私印	3.3×3.4	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
113	土全私印	方3.2 現存高43	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	80
114	濱守私印	方3.5	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83

番号	釈文	法量 cm・g	鈕の形状	材質	印類	出土地・伝世地	文献
115	有口私印	方3.9	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81 83
116	上海私印	方3.7	蒼鈕有孔	青銅	不明	来歴・現所在不明	84
117	松間私印	方3 現存高3.3 重量69.52	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
118	大蓮之印	方3.6	蒼鈕有孔	不明	不明	来歴・現所在不明	81
119	宗貞口印	方3.7	蒼鈕	青銅	不明	来歴・現所在不明	84
120	奈波丸印	方3.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
121	有田之印	方3.2	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
122	大則府印	方3.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
123	大口口印	3×2.7	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
124	他田口印	方3.7	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
125	暁月	方3.4	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81 83 84
126	當寛	方3.7	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
127	常	方3	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81 85
128	廣	方3.5	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
129	中	方2.4	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
130	私	方3.5 現存高3.3 重量49.87	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
131	財	方2.6 現存高3 重量35.25	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
132	私	方2.8 現存高3.2 重量30	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
133	安	方3 現存高4	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
134	浴	方3 現存高2.7 重量33.37	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・所在不明	81 84
135	経	方3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
136	辰	方3.3	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
137	福	方3.5 現存高3.7	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81 84
138	千	3×3.1	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83 85
139	貞	方2.4	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
140	口	3.6×3.8	蒼鈕有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
141	直	方3	不明	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	85
142	賀	3.1×2.9	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
143	生	方2.2	蒼鈕有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
144	橘高私印	方3.8 現存高4.2 重量127.12	弧鈕無孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80 81

---

文 献

---

- 1 富樫泰時 「本荘市川口発見の銅印について」(『鶴舞』62) 1962
- 2 樫村友延・吉田生哉 「福島県番匠地遺跡」(『日本考古学年報』40 1987年度) 1989
- 3 天栄村教委 『志古山遺跡試掘調査報告』Ⅱ 1987
- 4 瓦吹 堅 「常陸の古印」(『婆良岐行路』10) 1988
- 5 鹿島町(当時)教委 『神野向遺跡Ⅵ 昭和60・61年度発掘調査概法』 1987
- 6 大場磐雄 『官幣大社鹿嶋神宮宝物図鑑』 1939
- 7 豊崎 卓 「鹿島神宮の古銅印」(『郷土文化』4) 1963
- 8 栃木県文振事業団 『下野国府跡Ⅱ 資料集』 1986
- 9 岡田 譲 「男体山の出土品」(『日光 その美術と歴史』) 1961
- 10 男体山山頂遺跡調査団 『日光二荒山山頂遺跡調査報告書』 1963
- 11 前橋市教委 『山王廃寺第5次発掘調査報告書』 1979
- 12 前橋市教委 『荒子小学校校庭Ⅱ・Ⅲ遺跡発掘調査報告書』 1990
- 13 前橋市教委 『矢中遺跡群Ⅶ 矢中村東遺跡』 1984
- 14 富田篤・水田稔 「利根村で発見された古代銅印」(『群馬文化』198) 1984
- 15 高島英之 「下芝五反田Ⅰ遺跡の調査」(『群馬文化』) 1995
- 16 群馬県埋文事業団 『敷田遺跡』 1985
- 17 群馬県埋文事業団 『上野国分僧寺・尼寺中間地域』4 1990
- 18 飯島克己 「榛名町蔵屋敷遺跡出土の銅印」(『群馬考古学手帳』3) 1992
- 19 中之条町歴史資料館 『展示パンフレット』 1995
- 20 群馬県教委 『群馬発掘最前線』 1996
- 21 埼玉県史編纂室 『埼玉県史通史編1 原始古代』 1987
- 22 八日市場市教委 『八日市場市文化財調査報告書Ⅱ 金石文編』 1979
- 23 飯塚地区内遺跡調査団 『飯塚遺跡群発掘調査報告書 第Ⅳ分冊』 1986
- 24 君津郡市埋文センター 『永吉台遺跡群』 1985
- 25 田熊信之・天野茂編 『宇野信四郎蒐集古瓦集成』 1994
- 26 平塚市教委 『構之内遺跡出土の銅印について』 1994
- 27 高島英之 「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書」(『大磯町史研究』3) 1994
- 28 安藤洋一 「厚木市飯山出土の銅印」(『横須賀考古学会年報』24・25) 1982
- 29 相羽 勝 「厚木市飯山出土の銅印」(『文化財ノート』2 伊勢原市教委) 1992
- 30 菊池康雄 「いわき市平字桜町出土と伝えられる物字古銅印について」(『福島考古』22) 1981
- 31 大竹憲治 「いわき市平字桜町から出土したとされる物の銅印をめぐって」(『古瓦』5) 1981
- 32 新潟日報 1992.7. 14付記事
- 33 松任市教委 『松任市北安田北遺跡』Ⅱ 1990
- 34 長野県埋文センター 『年報6 1989』 1990
- 35 松本市教委 『三間沢川左岸遺跡』Ⅰ 1988
- 36 長野県埋文センター 『長野県埋文センター年報10 1993』 1994
- 37 佐久市埋文センター 『聖原遺跡Ⅰ発掘調査概報』 1990
- 38 宮下健司 「長野県における江戸時代の考古学史」(『信濃』40-2) 1988
- 39 宮下健司 「金工」(『長野県史美術建築資料編1 美術工芸』) 1992
- 40 静岡新聞 1994. 12. 17付記事
- 41 焼津市教委 『焼津市埋蔵文化財発掘調査概報』Ⅲ 1984
- 42 袋井市教委 『一般国道1号袋井バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書坂尻遺跡第2次調査』 1982
- 43 稲沢市教委 『尾張国府跡発掘調査報告書』Ⅴ 1983
- 44 稲沢市教委 『尾張国府跡発掘調査報告書』Ⅵ 1984
- 45 斎宮跡調査事務所 『三重県斎宮跡調査事務所年報』1979 1980
- 46 三重県埋文センター 『一般国道475号東海環状自動車道埋蔵文化財発掘調査概報』1 1995
- 47 村田氏美 「古銅印記」(『伊勢郷土史草』3) 1973
- 48 大津市教委 『埋蔵文化財包蔵地分布調査報告書』Ⅲ 1992
- 49 滋賀県教委 『大手前・御所内遺跡』 1992
- 50 田路正幸 「近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の銅印をめぐって」(『滋賀県文化財保護協会研究紀要』6) 1993
- 51 滋賀県文化財保護協会 『服部遺跡発掘調査概報』 1979
- 52 滋賀県文化財保護協会 『滋賀埋文ニュース』89 1987
- 53 高島町教委 『高島町歴史民俗叢書2 鴨遺跡』 1980
- 54 京都市埋文研 『平安京跡発掘資料選』 1980

- 
- 55 京都府埋文センター 『京都府遺跡調査概報』15 1985
  - 56 大阪府教委 『法蓮坂遺跡発掘調査概報』 1988
  - 57 大阪府埋文センター 『摂河泉発掘資料選』 1995
  - 58 出石町教委 『袴狹遺跡内田地区発掘調査概報』 1995
  - 59 村尾政人 「神戸市下小名田遺跡出土の官衙的遺物」(『のじぎく文財だより』1) 1992
  - 60 三田市教委 『兵庫県三田市文化財調査報告』5 1988
  - 61 高島信之 「兵庫県三田市下所遺跡出土の印章について」(『古代学研究』110) 1986
  - 62 奈文研 『木器集成図録 近畿古代編』 1985
  - 63 奈文研 『平城宮発掘調査部発掘調査概報1994年度』 1995
  - 64 鳥取県埋文センター 『歴史時代の鳥取県』 1989
  - 65 岸本町教委 『大寺廃寺第4次発掘調査報告書』 1977
  - 66 松江市教委 『薦沢A遺跡・薦沢B遺跡・別所遺跡発掘調査報告書』 1988
  - 67 島根県教委 『島根県文化財調査報告書』5 1968
  - 68 岡山県古代吉備文化財センター 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』81 1993
  - 69 岡山県教委 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』11 1976
  - 70 山口市教委 『周防鑄銭司跡』 1978
  - 71 香川県教委 『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』1 1987
  - 72 普通寺市史編纂室 『普通寺市史』1 1977
  - 73 上原準一 「讃岐訪古小録(1)」(『考古学雑誌』14-1) 1923
  - 74 九州史学会 『九州史学』60 1986
  - 75 日本経済新聞 1993.7.22付記事
  - 76 福岡県教委 『福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告3 筑紫郡大宰府町所在御笠川南条坊遺跡(2)』 1976
  - 77 九州歴史資料館 『大宰府史跡 平成7年度発掘調査概報』 1996
  - 78 太宰府市教委 『筑前国分寺跡』 1996
  - 79 穂波町教委 『穂波町文化財調査報告書9 穂波地区遺跡群 福岡県嘉穂郡穂波町大字高田所在遺跡群の調査6』 1994
  - 80 木内武男 『日本の古印』 1964
  - 81 会田富康 『日本古印新攷』 1947
  - 82 大和文華館 『大和文華館所蔵品目録』5 1976
  - 83 松平定信 『集古十種』
  - 84 木内武男 「日本古印集成」(『MUSEUM』149) 1963
  - 85 長谷川延年 『秘奥印譜』 1992
-



図1 古文書にみえる古代の私印

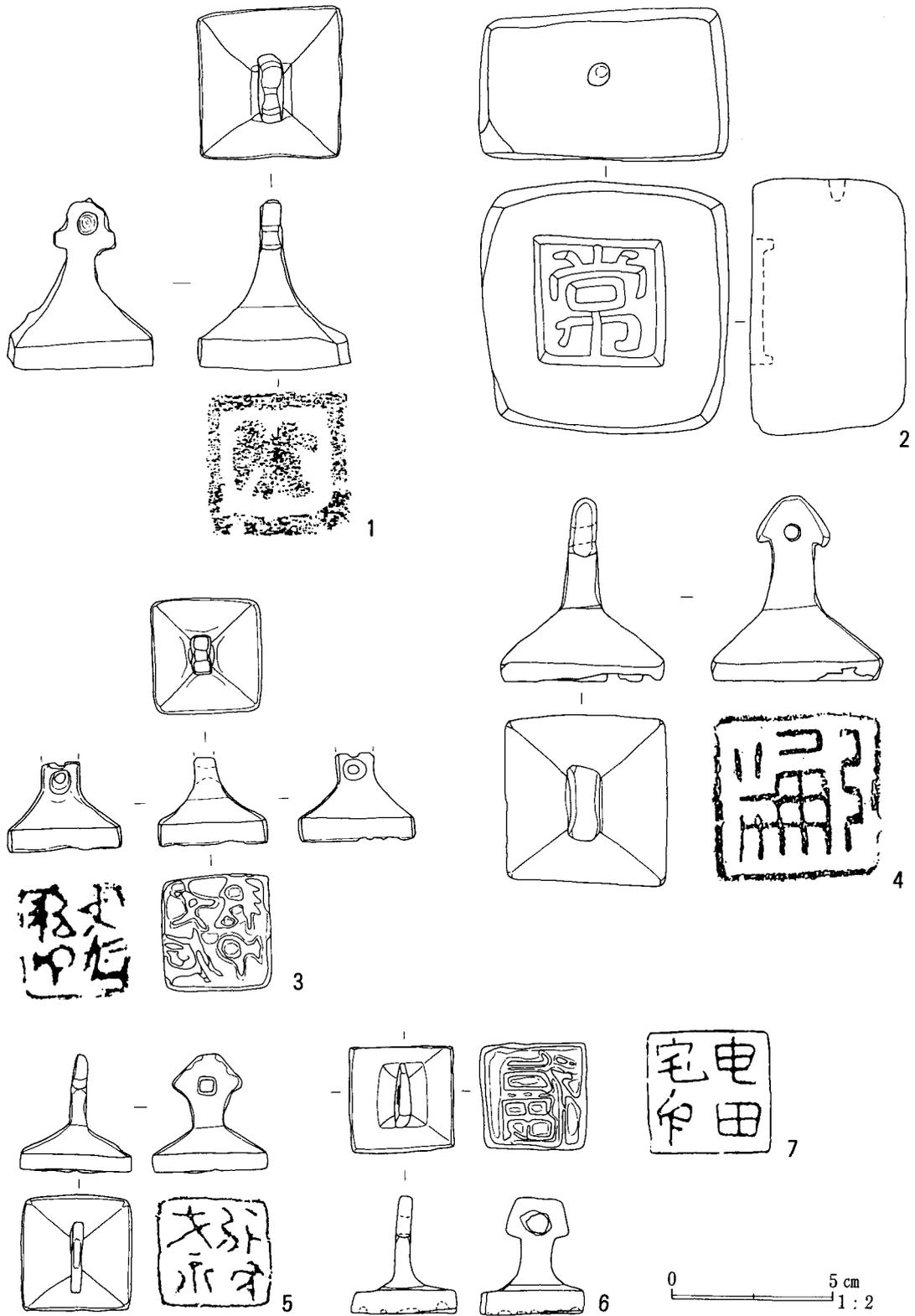


図2 古代の私印の現存例 (1)

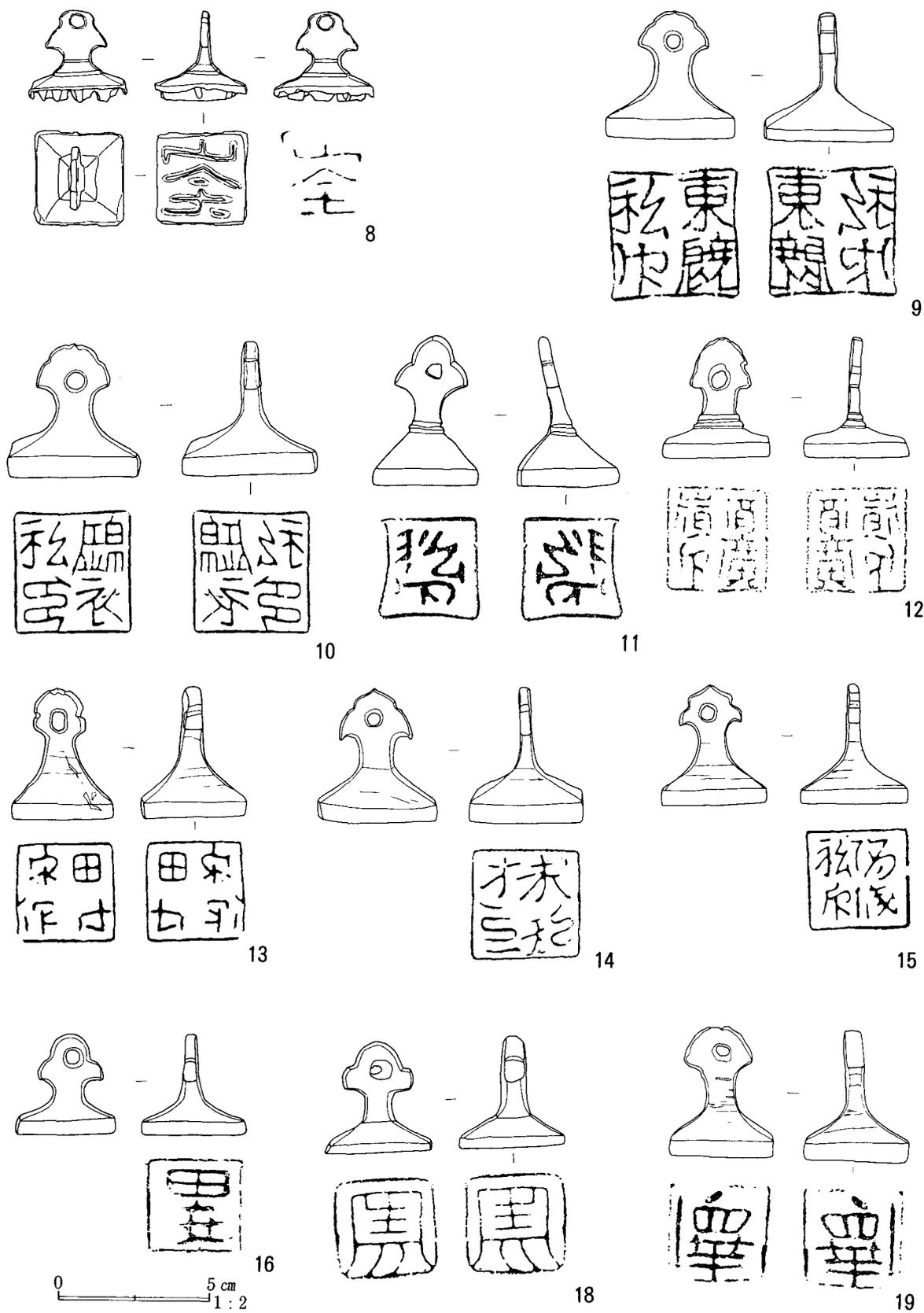


図2 古代の私印の現存例(2)

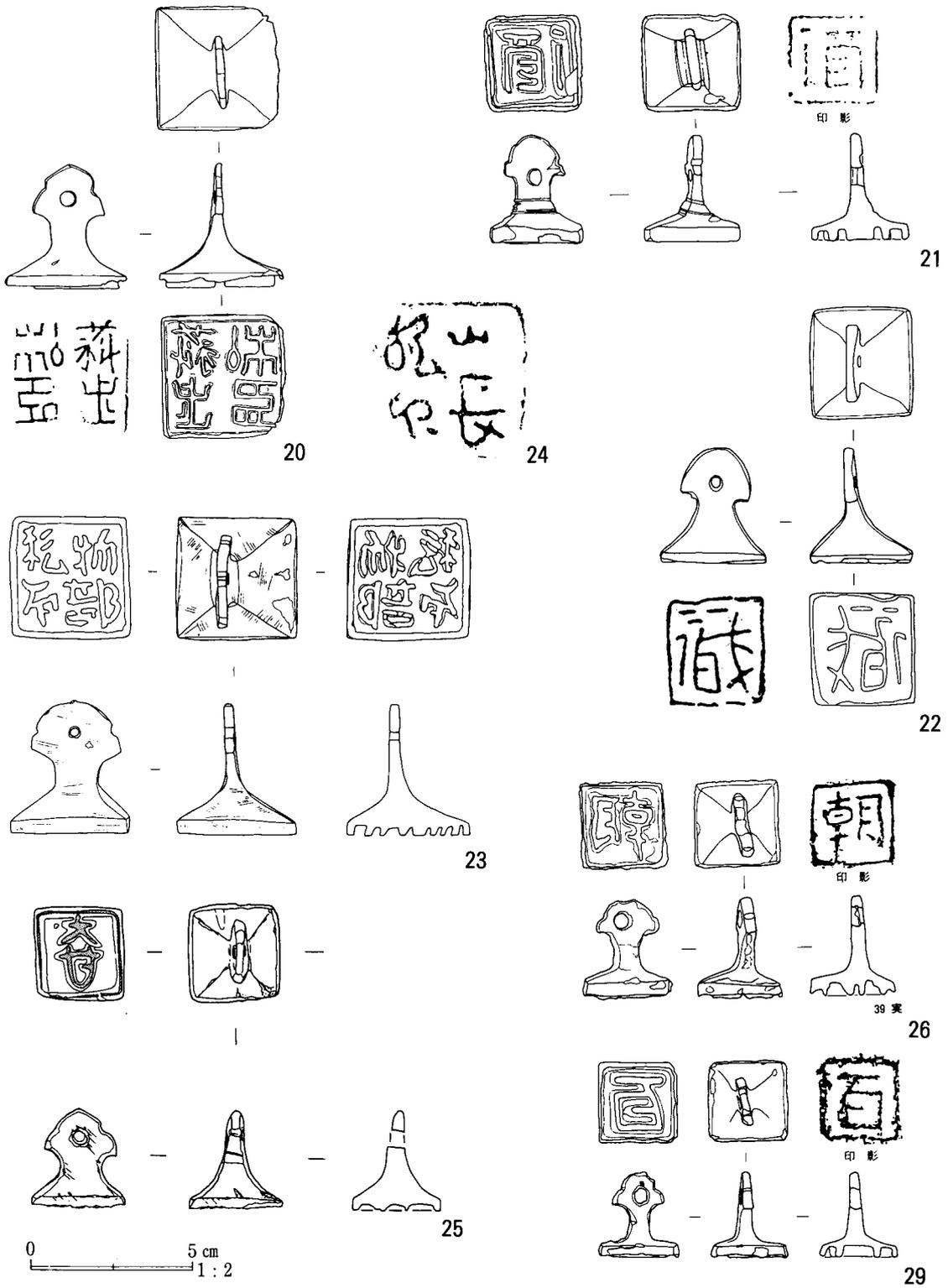


図2 古代の私印の現存例 (3)

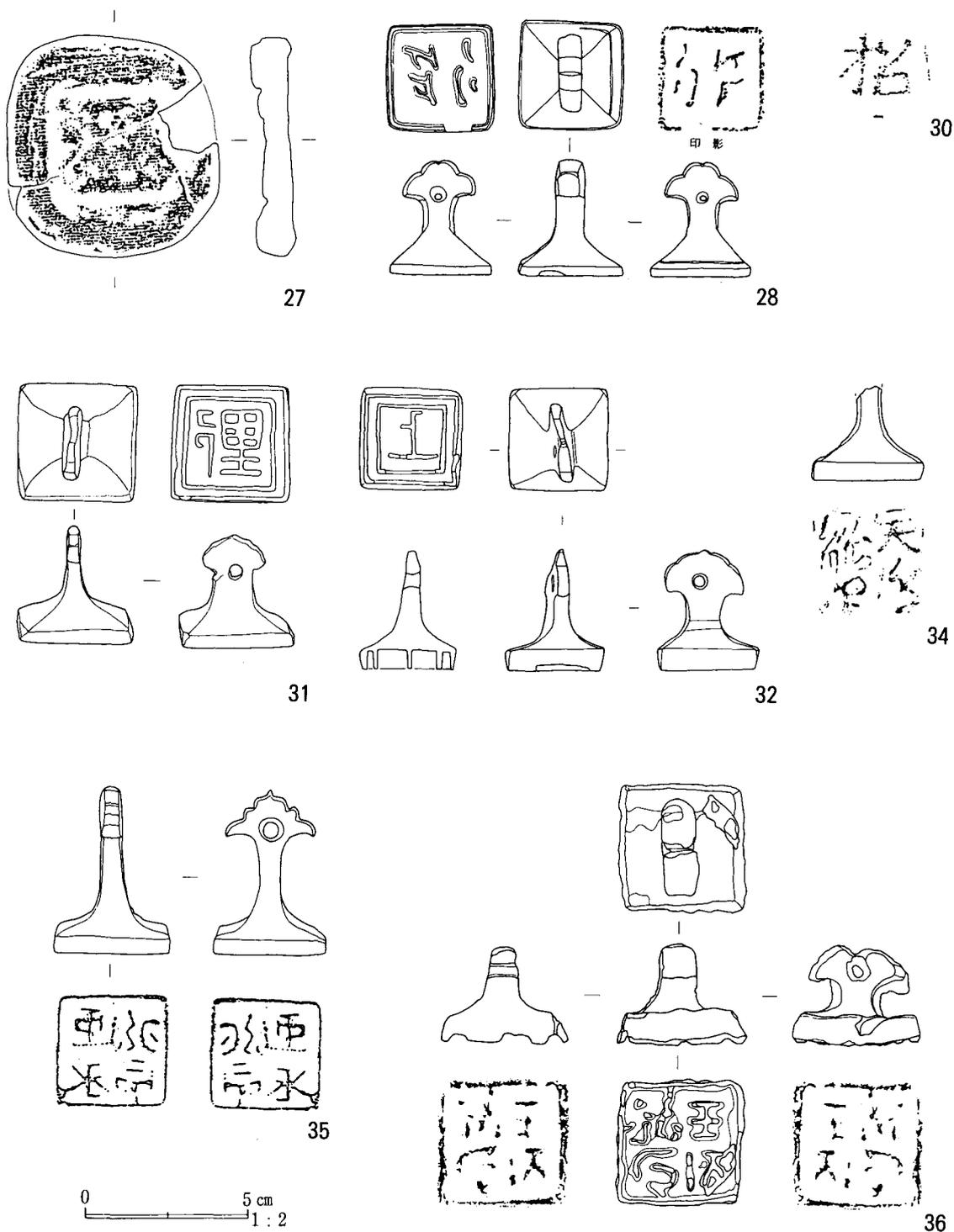


図2 古代の私印の現存例 (4)

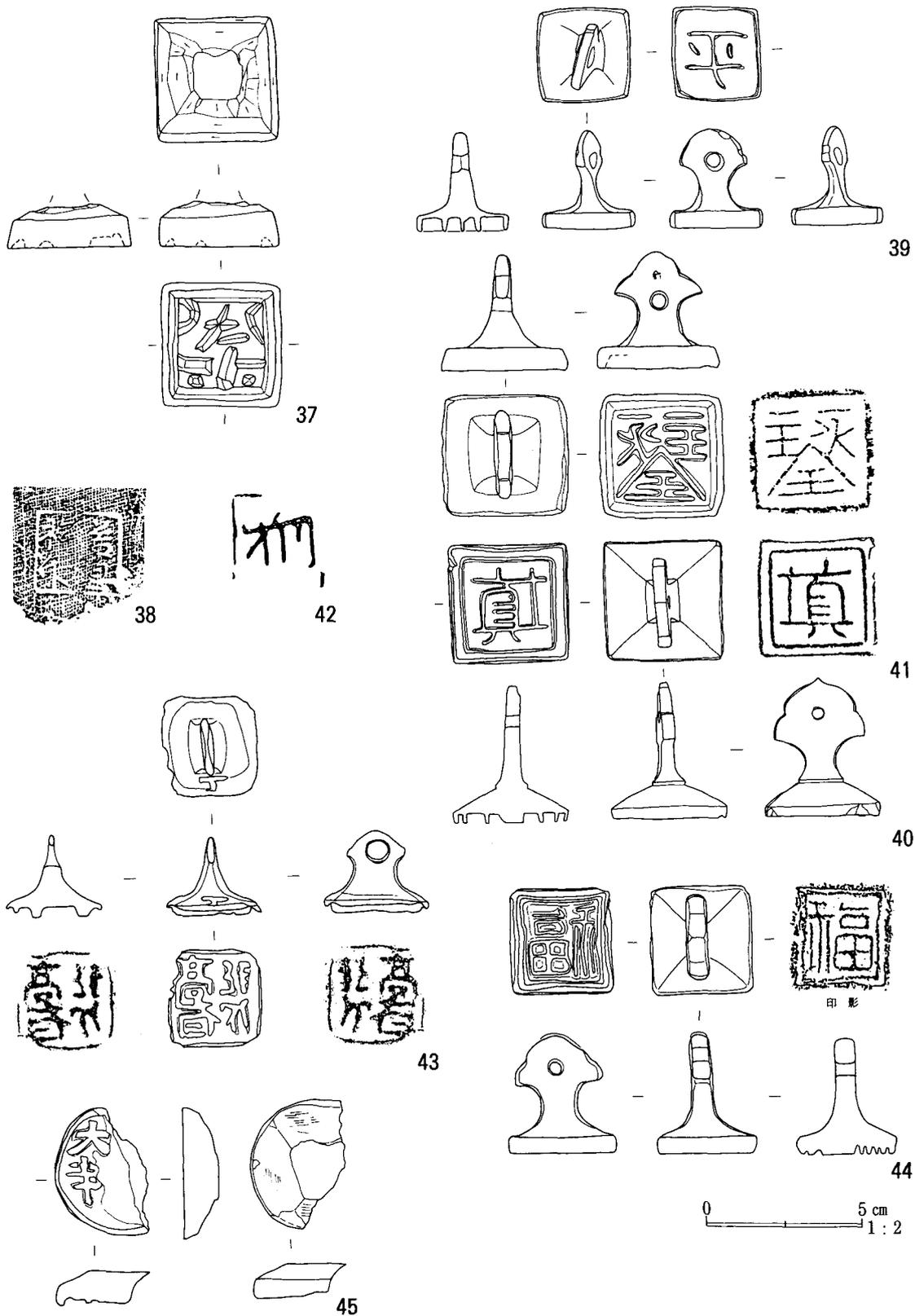


図2 古代の私印の現存例 (5)

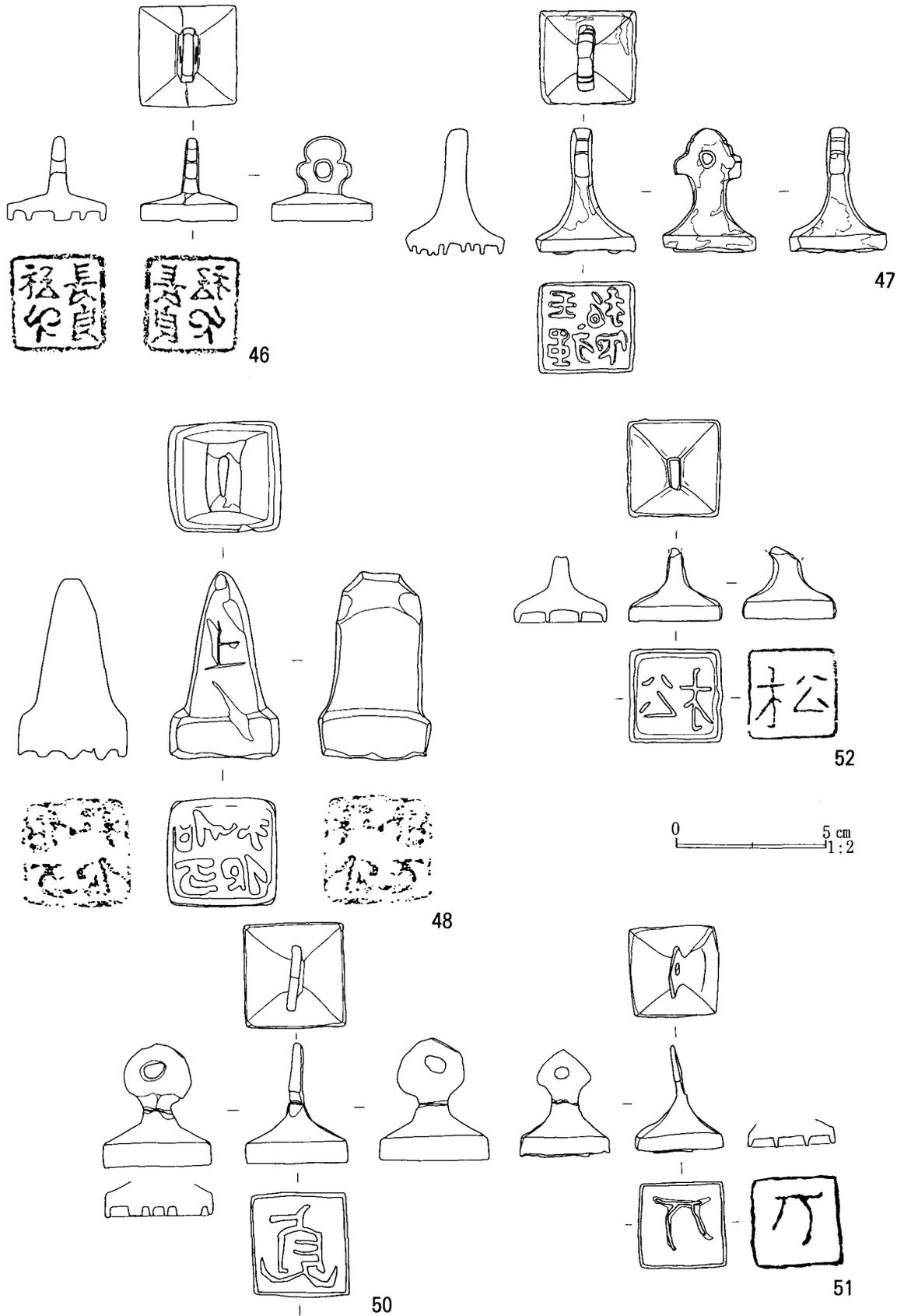


図2 古代の私印の現存例 (6)

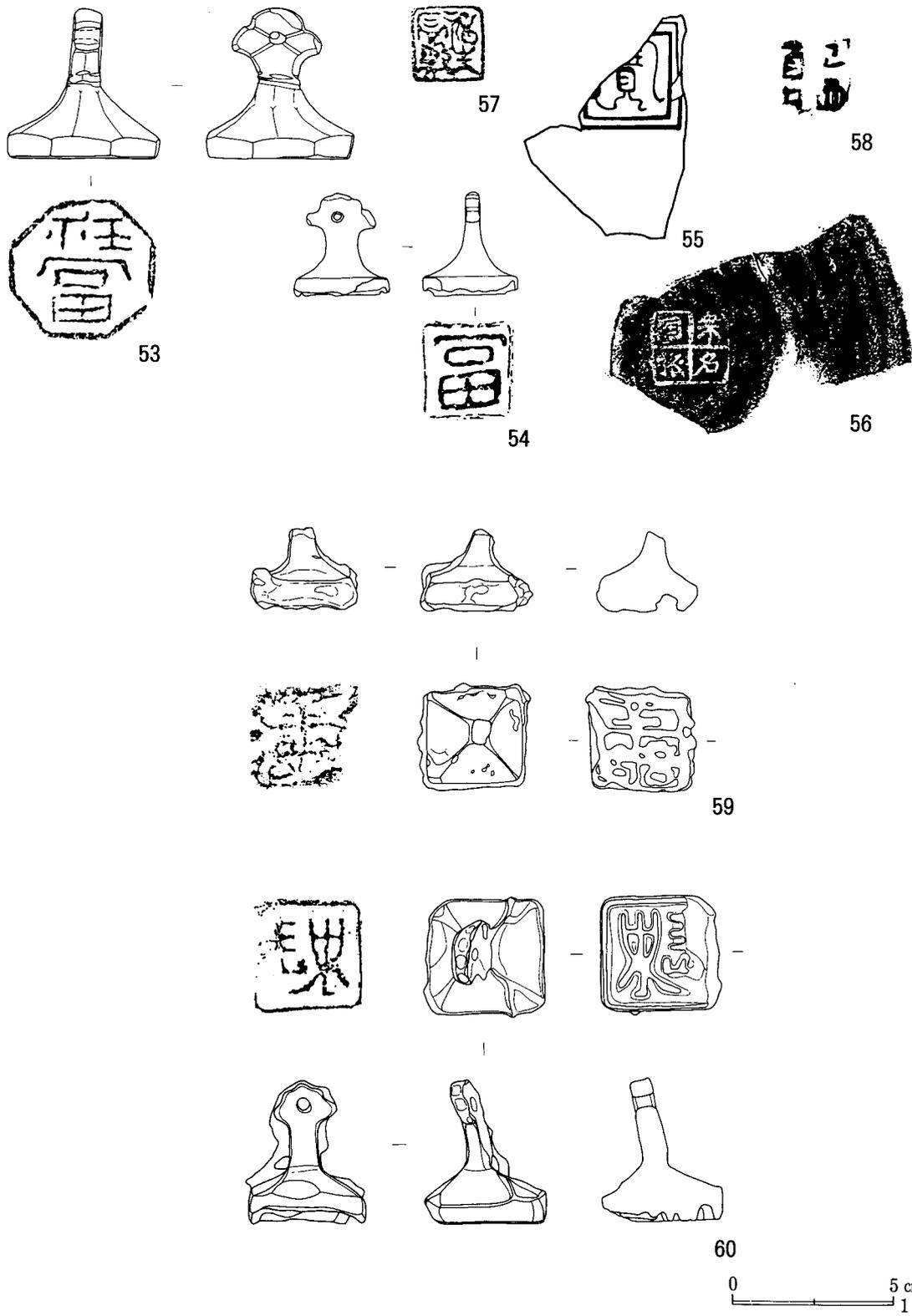
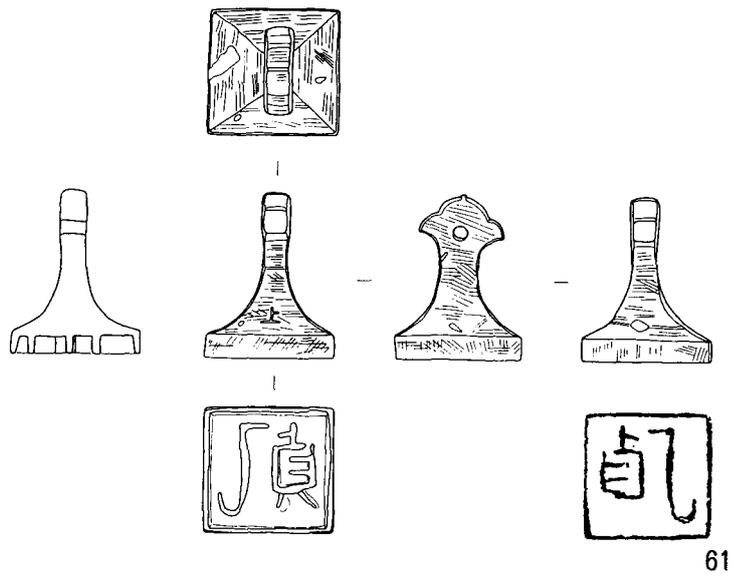
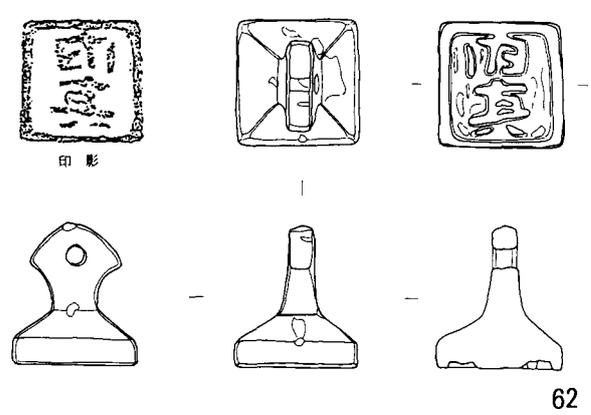


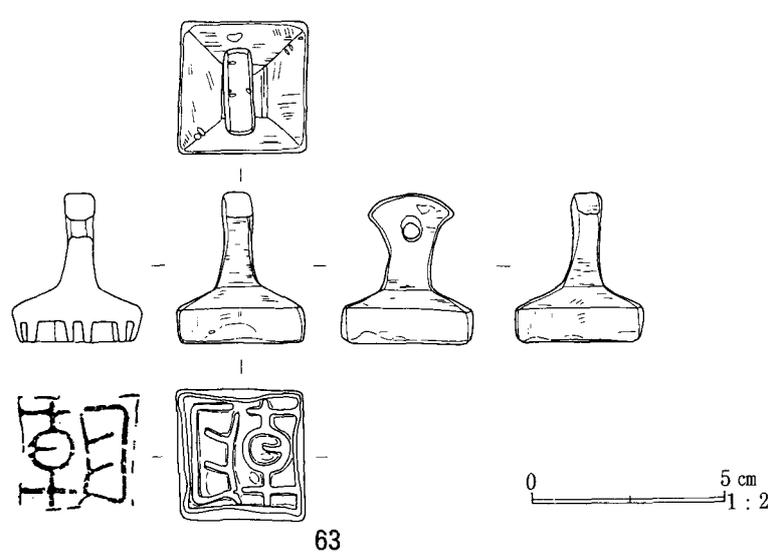
図2 古代の私印の現存例 (7)



61



62



63

図2 古代の私印の現存例 (8)

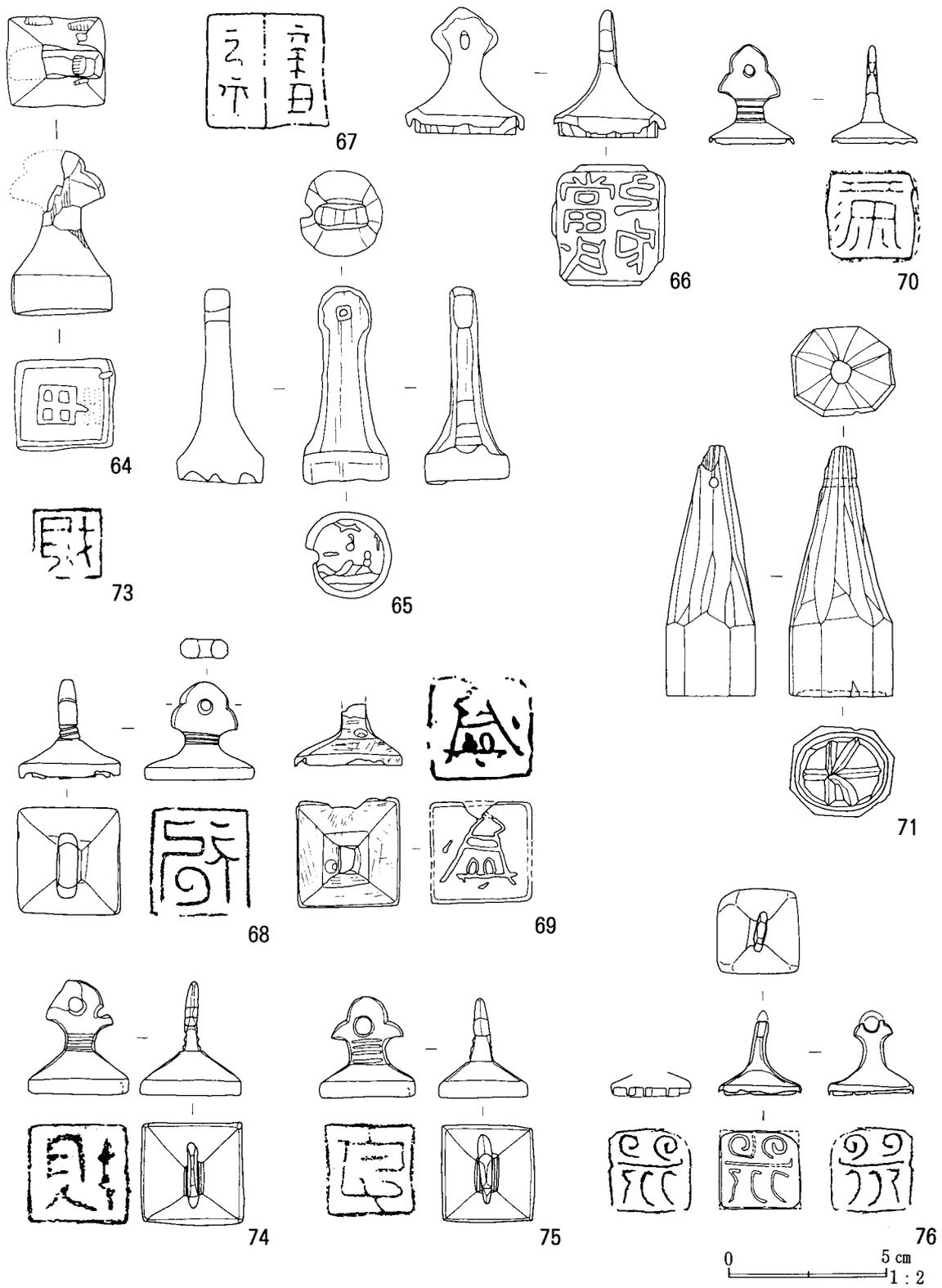


図2 古代の私印の現存例 (9)

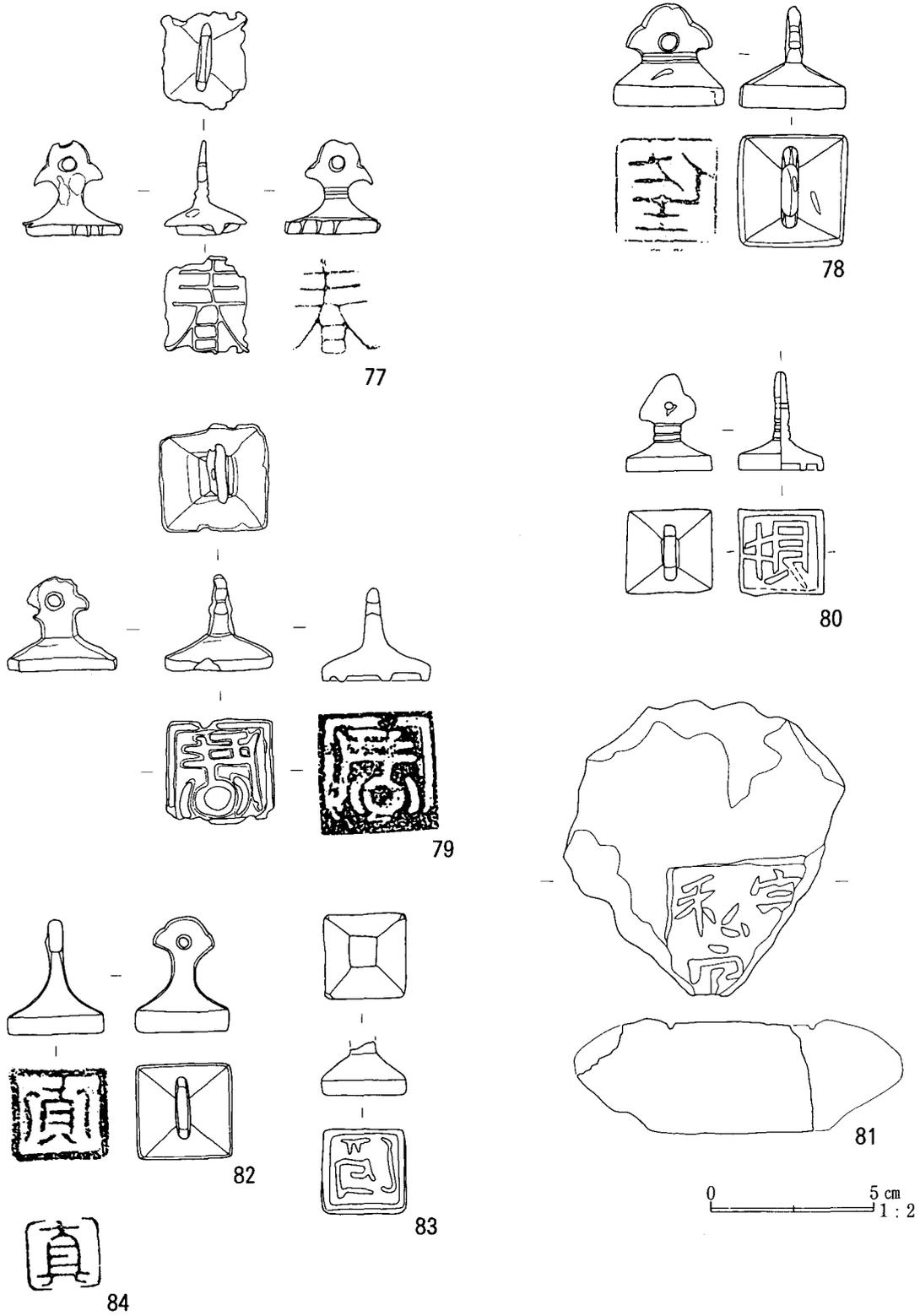


図2 古代の私印の現存例 (10)

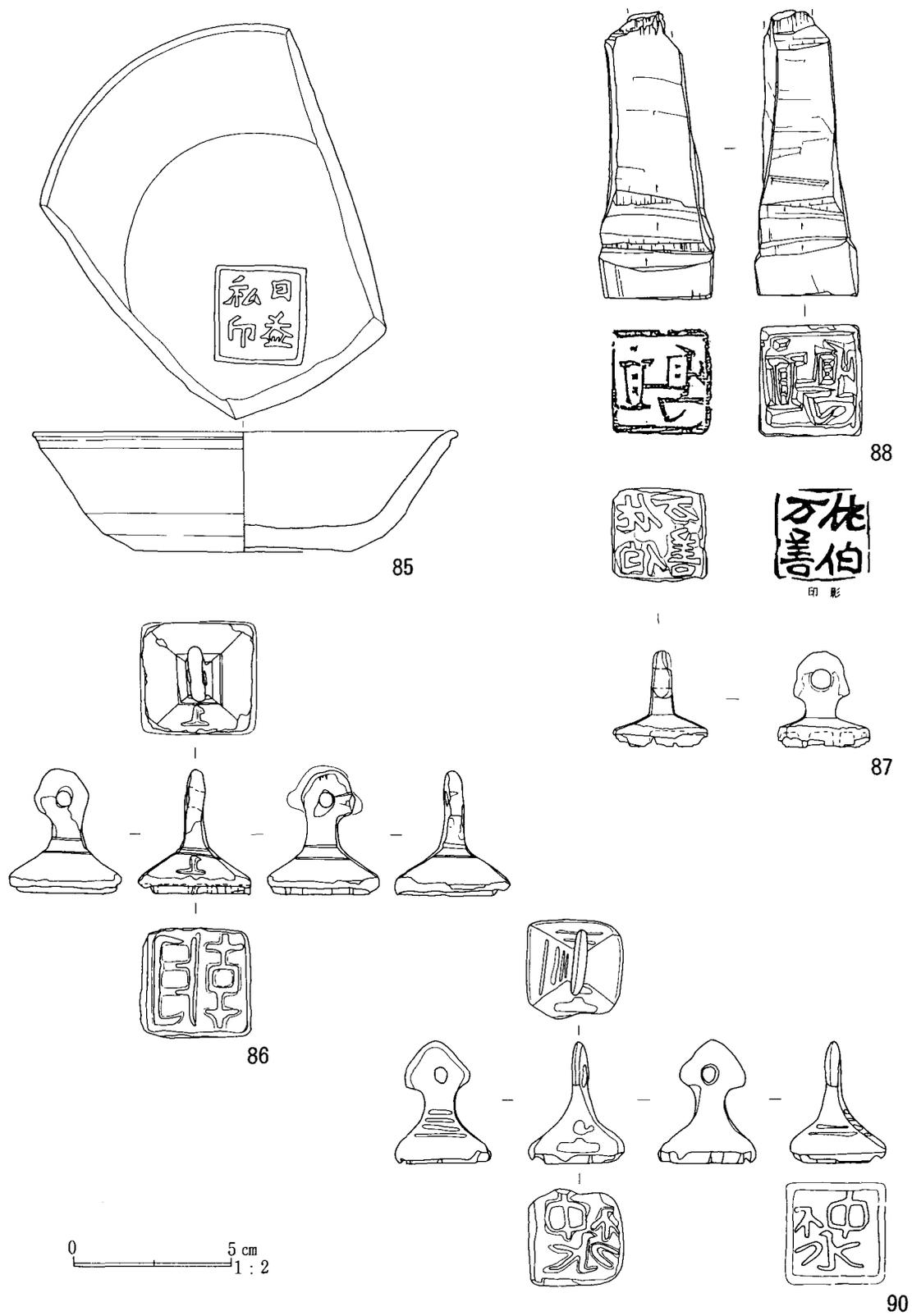


図2 古代の私印の現存例 (1)

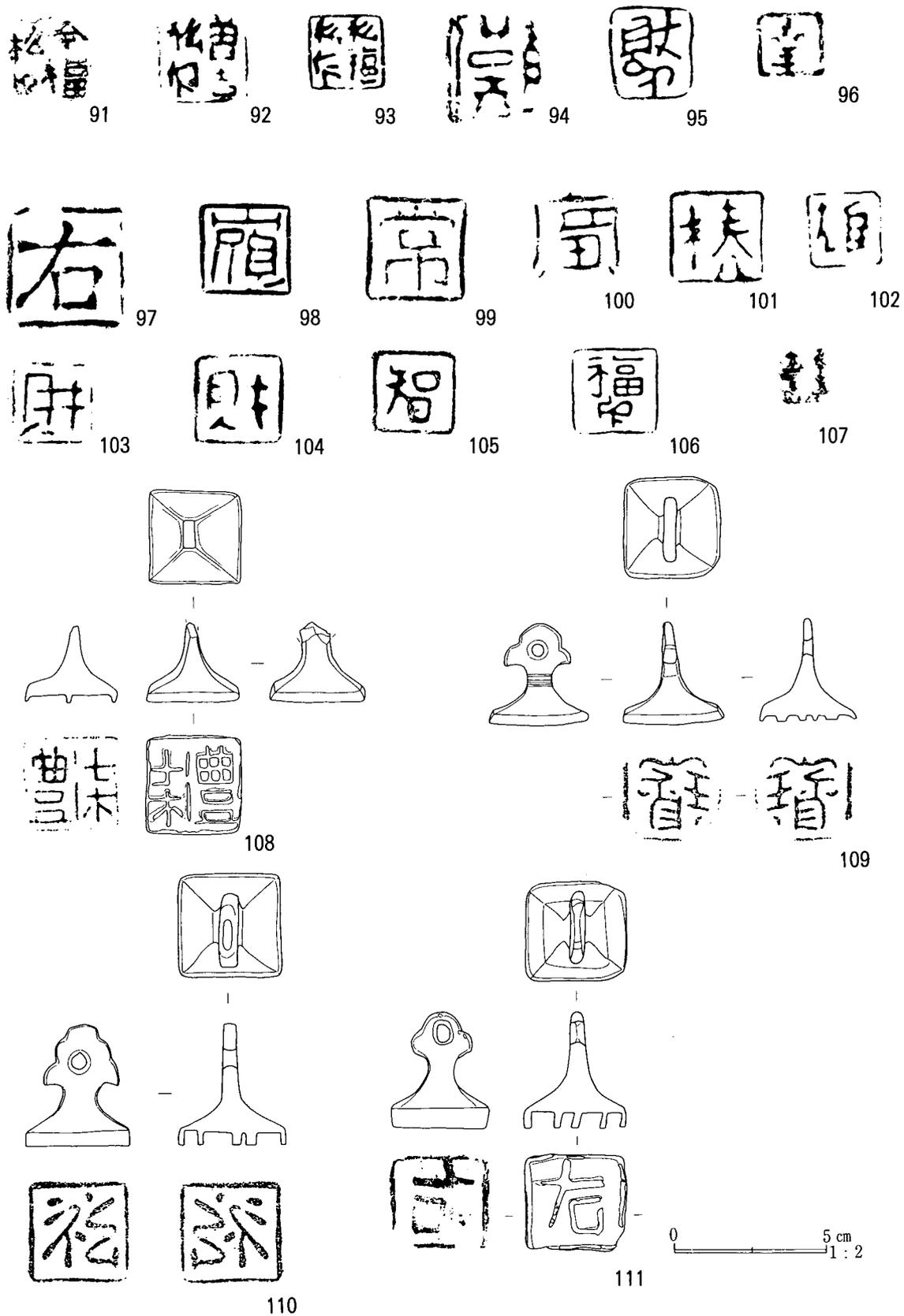


図2 古代の私印の現存例 (12)

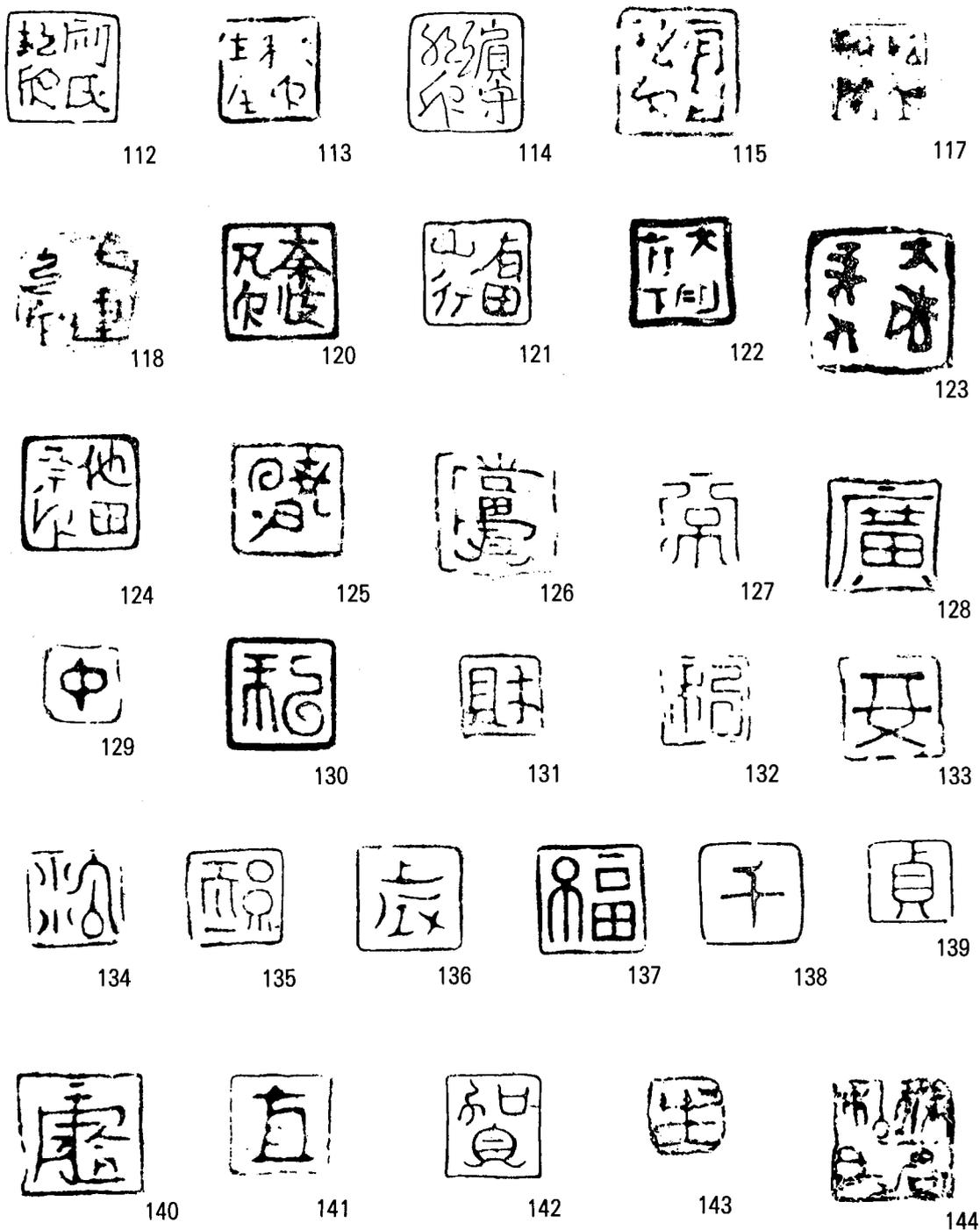


図2 古代の私印の現存例 (13)

## On Private Seals of Old Times

TAKASHIMA, Hideyuki

Most private seals of old times excavated in surveys are private ones. Very few papers on private seals have been published till date in comparison with papers related to seals of government shrines and temples so that many points have been left unknown. This paper covers a study on the form, contents, usage and functions of private seals of old times, conducted by evaluating 22 pieces of seal marks contained in the existing documents of the Nara and Heian eras, 138 pieces of excavated goods and objects handed down through generations, 2 pieces of broken molds and 5 pieces of earthen pots bearing seal marks and tiles bearing seal marks.

Concerning the shapes, many seals are of *ganchū-yūkō* (蒼鈕有孔) type and have seal faces with an approximate size of 4.5cm or less. The number of the characters engraved in seals is one in almost all cases. Seal descriptions are chosen from the name of the owner in many cases, but, some were adopted from lucky phrases or idioms. The purposes of the use of private seals are proving the contents of documents and preventing forgery, erasure and willful alteration. This means that a greater importance is placed on seal marking itself rather than on the contents of seal inscription.

Private seals are classified into family seals and personal seals. Naturally the family seal was used only in noble society, and lower class government servants put only personal seals in the documents that they presented as shown in the *Shōsō-in* Documents. Therefore, essentially it can be considered that there are no strict difference between family seals and personal seals and no difference in the functions and sealing methods.

Private seals play another role that is related to incantation and religious rites. The objective of dedicating a private seal to Gods and Buddah is considered to have meant not only a dedication of treasures and properties but also entrusting all rights related to land and properties to Gods and Buddah. Seal marks impressed on tiles, clay plates and earthen wares are associated with religious rites held in a community as in the case of earthen wares which bear inscriptions in Japanese ink and engraved

---

---

inscriptions. The seal marks are intended to discriminate the earthen wares for religious rites from the earthen ware used daily, indicating that the wares are instruments which belong to Gods and Buddah including evil spirits and demons and that the person who handles the wares is regarded as the master of religious rites.